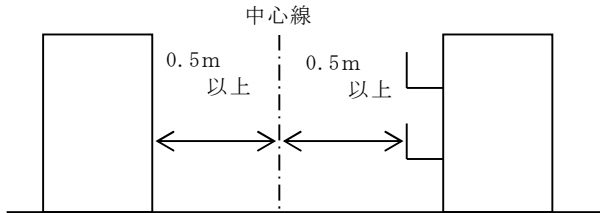
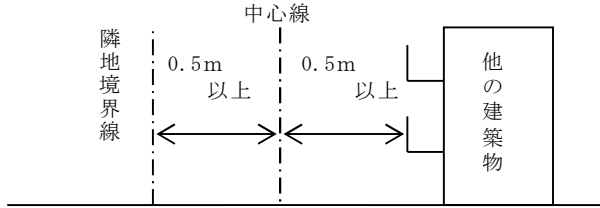


● 1 避難経路となるバルコニーの安全性

(1) 二方向避難の避難経路(以下「避難経路」という。)となるバルコニーにあつては、当該バルコニーの外端と隣地境界線若しくは他の建築物の外壁等との中心線から 0.5m 以上の離隔距離をとること。



(2) 避難経路となるバルコニーであつて、隣接住戸等の間に設ける仕切板の材質等は、次表によること。

仕切板の種類別	厚さ
フレキシブル板	4mm 以下
軟質フレキシブル板	4mm 以下
軟質板	4mm 以下
平板	5mm 以下
1.0Kケイカル板 (かさ比重 0.9 以上 1.2 未満で有機 質繊維を混入しないもの)	5mm 以下
1.0C Kケイカル板 (かさ比重 0.9 以上 1.2 未満で有機 質繊維を混入しないもの)	5mm 以下
0.8Kケイカル板 (かさ比重 0.6 以上 0.9 未満で有機 質繊維を混入しないもの)	6mm 以下

(3) 仕切板の破壊により通過できる部分の大きさは幅 60cm×高さ 80cm 以上の大きさとすること。

◇(3)平成 25 年 1 月 1 日追加

● 2 ベランダに設ける手すり壁等による防火性の確保

ベランダに設ける手すり壁等は、その下端から 0.9m 以上(下図 1)を建築基準法施行令(以下「建基令」という。)第 107 条に規定する 30 分以上の耐火性能を有するコンクリート等の不燃材又は建基令第 109 条の 2 に規定する防火設備とすること。ただし、当該ベランダの水平方向に 0.5m 以上の突出しを設けた場合(下図 2)は、その限りでない。

又、柔構造とする場合で、当該ベランダにやむを得ずスリットを設ける場合は、必要最小限とし、0.1m 以下の隙間(下図 3)とすること。

図 1

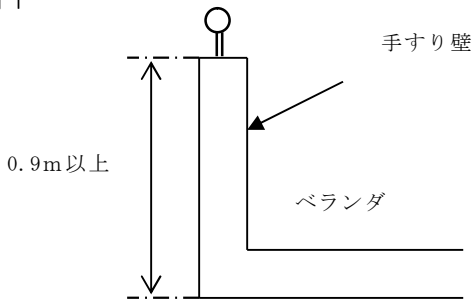


図 2

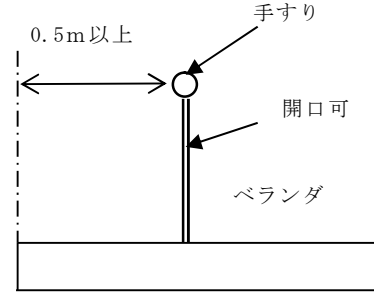
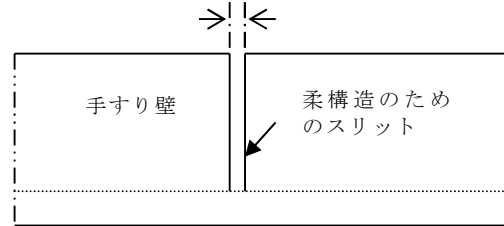


図 3

0.1m 以下で、必要最小限とすること

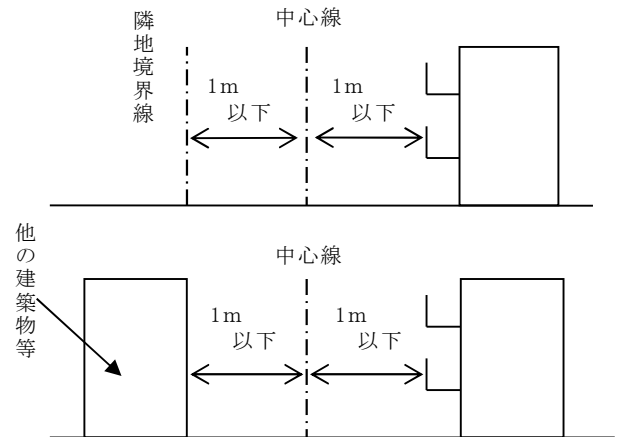


※ 平成 17 年 3 月 25 日総務省令第 40 号(以下「40 号省令」という。)で規定する特定共同住宅(以下「特定共同住宅」という。)にあつても上記指導をすること。
◇※平成 24 年 1 月 1 日追加

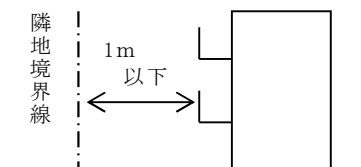
● 3 開放廊下の判定

(1) 平成 9 年 3 月 27 日付け新消防指 1945 号消防局長通知の別紙 2、開放型の廊下及び階段室等の判断基準中「当該廊下又は階段室等が、隣地境界線若しくは他の建築物等の外壁との中心線から 1m 以下の距離にある場合」とは、次によること。(特定共同住宅等の類型を定める件(平成 17 年 3 月 25 日消防庁告示第 3 号)第 4 第 2 号(1)も同様であること。) ☆

◇括弧書平成 25 年 1 月 1 日削除



(2) 特定共同住宅等の類型を定める件(平成 17 年 3 月 25 日消防庁告示第 3 号)第 4 第 2 号(1)の隣地境界線(他の建築物等との離隔については上記(1)の例と同様)からの離隔は下図によること。 ☆



◇ 特定共同住宅・共同住宅特例

なお、隣地に開放廊下又は開放階段から2m以下の範囲内に他の建築物等が建築されても特定共同住宅の要件に影響はないものであること。(平成24年7月6日消防庁予防課見解)ただし、公園や河川等に面する以外の部分の隣地境界線からの距離は、開放性の低下が生じない十分な離隔とするよう指導すること。

◇(2)平成25年1月1日追加

●4 複合型居住施設

(1) 共同住宅特例の適用を受けた防火対象物(以下「特例共同住宅」という。)のうち次に掲げるものの一部に1区画の面積が100㎡以下の40号省令第2条第1号で規定する福祉施設(有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム・ケアホームに限る。以下「居住型福祉施設」という。)が入居するものに限り、居住型福祉施設を含め、従前の共同住宅特例が適用されるものであること。(要特例申請)

ア 地階を除く階数が5階以下

(ア) 二方向避難型(40号省令第2条第8号で規定する2以上の避難経路を確保している特定共同住宅及びそれらと同等の避難経路を確保している特例共同住宅)、開放型(40号省令第2条第9号で規定する開放性を有する特定共同住宅及びそれらと同等の開放性を有する特例共同住宅(以下「開放型」という。))又は二方向避難・開放型(40号省令第2条第10号で規定する2以上の避難経路を確保し、かつ、開放性を有する特定共同住宅及びそれらと同等の避難経路・開放性を有する特例共同住宅(以下「二方向避難・開放型」という。))：共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備が設置されているもの

(イ) 上記(ア)以外のもの：共同住宅用自動火災報知設備が設置されているもの

イ 地階を除く階数が10階以下

(イ) 二方向避難・開放型：共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備が設置されているもの

(イ) 上記(イ)以外のもの：共同住宅用自動火災報知設備が設置されているもの

ウ 地階を除く階数が11階以上

共同住宅用自動火災報知設備及び共同住宅用スプリンクラー設備(住戸等の内装制限により設置されていないものは除く。)が設置されているもの

(2) 省令第40号第3条第3項第3号ハ及び同項第4号ニで規定する「居住型福祉施設で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者(所有者又は管理者をいう。))又は当該関係者に雇用されている者(当該福祉施設等で勤務している者に限る。(以下「関係者等」という。))に自動で、かつ、有効に報知できる装置を設けること」とは、次のいずれかの例を参考とすること。

ア 住棟受信機が設置されている場合にあっては、居住型福祉施設において火災が発生した際に、関係者が存する階の音声警報装置等が鳴動するよう鳴動範囲を設定する。

イ 居住型福祉施設部分の感知器、住戸用受信機又は住棟受信機の作動と連動して起動する緊急通報装置等の通報先として関係者等が常時いる場所を登録する。

(3) 上記(2)の措置は、上記(1)により、居住型福祉施設が入居する特例共同住宅にも適用されるものであること。

(4) 特定共同住宅及び上記(1)により、居住型福祉施設が入居する特例共同住宅の居住型福祉施設部分には、その部分の延べ面積又は床面積により通常用いられる消防用設備等(屋内消火栓設備(開放型(居住型福祉施設を除く。))、二方向避難・開放型、又は11階以上に設置するものに限る。)、スプリンクラー設備(11階以上に設置するものに限る。)、動力消防ポン

プ設備、屋外消火栓設備、自動火災報知設備、非常警報器具又は非常警報設備、避難器具(居住型福祉施設を除く。)、誘導灯・誘導標識(開放型及び居住型福祉施設を除く。)を除く。)の設置が必要であること。

(5) ◇防火対象物●1(6)項口・(6)項ハ判定概要表備考1の介護サービスを集会室等の共用部分で提供するものは、その部分も(6)項口又は同項ハであり、40号省令及び共同住宅特例は適用できない。

●4平成26年1月1日追加

●5 特定共同住宅(40号省令)

(1) 共同住宅以外の用途が存する複合用途であっても、令8区画により区画された(5)項口の部分には40号省令が適用されるものであること。★

(2) 昭和50年4月15日付消防予第41号通知「令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて」1(2)により(5)項口の用途の部分が増加面積の90%以上、かつ、(5)項口以外の用途の部分が300㎡未満である場合(2)項ニ及び(6)項口を除く。)には、床面積150㎡以下ごとに防火区画がされていることにより、その部分も住戸等とみなして40号省令は適用されるものであること。★

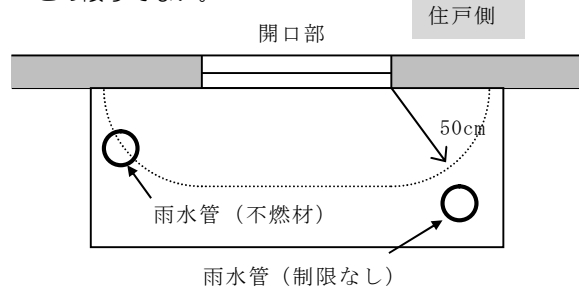
(3) メゾネット型の住戸等(一の住戸等の階数が二以上であるものをいう。)の階の算定にあっては、当該住戸等を一の階と扱うものではなく、建基令第2条第1項第8号の規定によるものであること。★

(4) 40号省令第3条第3項第3号ニ(ハ)の「直接外気に開放されていない共有部分」とは、常時外気に面する部分から概ね5m以上離れた部分を含むものであること。☆

(5) 特定共同住宅であっても令第13条第1項の表の上欄に該当することとなる部分については、同表の下欄に掲げる水噴霧消火設備等のいずれかを設置するものであること。★

(6) 二方向避難を確保するための避難器具(原則としてベランダに設けるハッチに収納されたはしご又は救助袋であること。)が消防法令に基づき設置が義務付けられたものには該当しない場合もあるが、この場合、着工届、点検等法令による消防用設備等に準じて取扱うこと。

(7) ベランダ等に設ける雨水管は、次の例によること。ただし、住戸側の開口部を防火設備にしたものは、この限りでない。



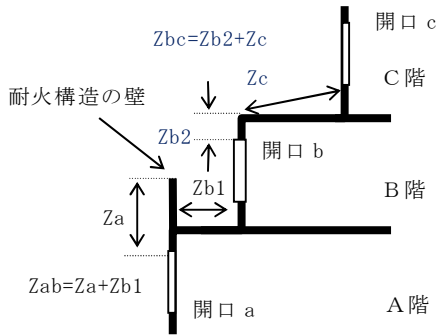
◇(7)平成26年1月1日追加

(8) ベランダ等に設ける一般社団法人全国避難設備工業会の認定品であるハッチに収納する避難器具は、住戸側の開口部から50cm以上の離隔をとる必要はないものであること。

◇(8)平成26年1月1日追加

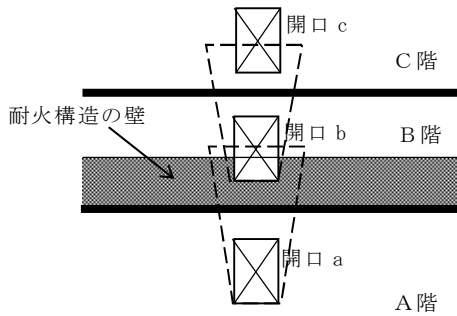
(9) 上下階がオフセットしている場合の平成17年消防庁告示第2号第3第3号(2)口の「住戸等で発生した火災により、当該住戸等から当該住戸等及びそれに接する他の住戸等の外壁に面する開口部を介して他の住戸等へ延焼しないよう措置されたものであること。」の「開口部破損検証範囲」の「垂直距離Z」(◇特定共同住宅・共同住宅特例●6(3)図1参照)は、次の例によること。

ア 垂直断面



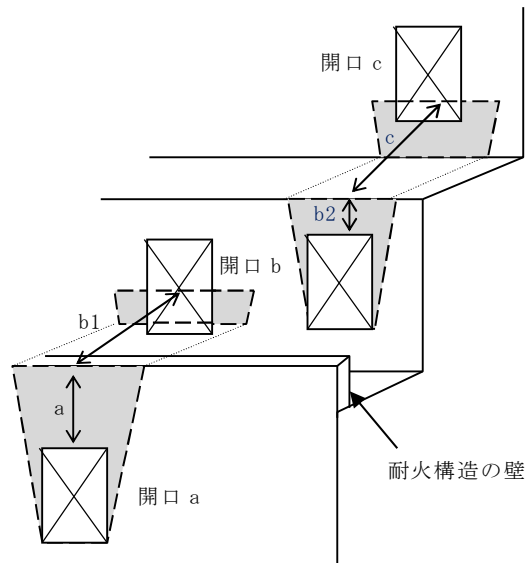
開口 a と開口 b の垂直距離は、Za と Zb1 を加算した Zab を、開口 b と開口 c の垂直距離は、Zb2 と Zc を加算した Zbc を垂直距離として取扱う。また、下階がセットバックしている場合も同様に取扱う。

イ 垂直面



上記アの例において Zab 及び Zbc が 3.6m (0.9m 以下の範囲に開口部は認められない。) を超える場合は、開口 a、b 及び c に特段の制限はないが、垂直距離 (上記アの Zab 及び Zbc) が 3.6m 以下で開口部が開口部破損検証範囲内である場合は、当該開口部は防火設備又は算定による限界垂直距離以上の垂直距離を確保しなければならない。

ウ 開口部破損検証範囲



上図のようにオフセットしている場合の開口部破損検証範囲は、a と b1 若しくは b2 と c を加算した距離が 3.6m 以内となる範囲が該当する。

◇(9)平成27年1月1日追加

- (10) 40号省令第2条第2号の住戸、共用室、管理人室、倉庫、機械室「その他これらに類する室」とは、次のものが該当する。★
- ア 電気室
 - イ 受水槽室
 - ウ ポンプ室
 - エ 室を形成する閉鎖型共用便所
 - オ 共同浴場
 - カ メールボックス室
 - キ ごみ保管室
 - ク ペット保管室
 - ケ トランクルーム (共用部分に設ける4㎡未満の一住戸専用のものを除く。)

◇(10)平成27年1月1日追加

- (11) 40号省令第2条第3号の居住者が集会の用に共する室とは、次のものが該当する。★
- ア 集会室
 - イ 談話室
 - ウ キッズルーム
 - エ 来客用宿泊室
 - オ カラオケルーム
 - カ シアタールーム

◇(11)平成27年1月1日追加

- (12) 40号省令第2条第4号の廊下、階段 (住戸内の階段は含まない。)、エレベーターホール、エントランスホール、駐車場「その他これらに類する特定共同住宅部分 (共用部分)」とは、住戸等以外の次のものが該当する。★
- ア 風除室
 - イ 談話スペース
 - ウ 駐輪場
 - エ 室を形成しないメールボックスコーナー
 - オ 室を形成しない開放型共用便所

◇(12)平成27年1月1日追加

- (13) 平成9年3月27日新消指第1945号消防局長通知 (以下「220号通知」という。) から40号省令で新たに規定された、開放廊下の判定、住戸等への延焼防止阻止、二方向避難の判定、光庭の判定等以外の共通する事項の詳細については220号通知の運用を準用すること。★

◇●5平成24年1月1日追加

●6 特定共同住宅等の光庭・区画

(1) 光庭

平成17年消防庁告示第2号 (以下「位置・構造告示」という。) 第2第6号の光庭は、「その周囲を特定共同住宅等の壁その他これに類するものにより囲まれていることを要件としているが、その周囲の一部が部分的に開放されていても、同程度の閉鎖性を有すると認められる場合にあっては、光庭として扱うものとする。★

(2) 特定共同住宅等の住戸等の区画

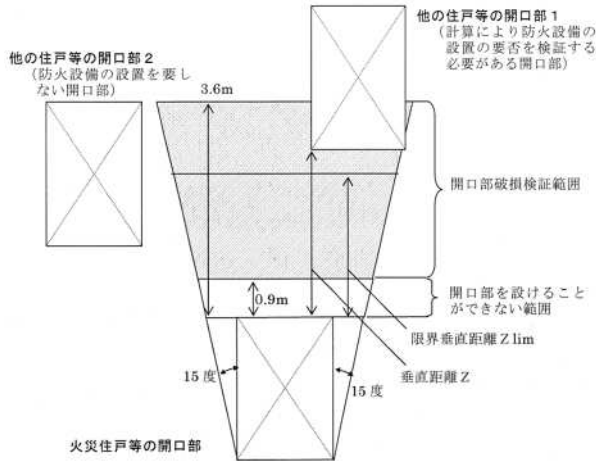
位置・構造告示第3第3号の「特定共同住宅等の住戸等は、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画すること。」とは、住戸等と住戸等の間を耐火構造の床又は壁により、また住戸等と共用部分の間を耐火構造の床又は壁 (位置・構造告示第3第3号(3)の規定に適合する開口部を含む。) により防火区画することをいうものであり、堅牢かつ容易に変更できない構造を有することが必要であること。★

(3) 住戸等への延焼防止措置

位置・構造告示第3第3号(2)口の「住戸等で発生した火災により、当該住戸等から当該住戸等及びそれに接する他の住戸等の外壁に面する開口部を介して他の住戸等へ延焼しないよう措置されたものであること。」として、住戸等と区画を介して隣接する他の住戸等の開口部が次に定める基準に適合しているものをいうことができるものであること。★

◇ 特定共同住宅・共同住宅特例

図1



火災住戸等の開口部から噴出する火炎の影響を考慮すべき範囲

ア 火災住戸等の開口部の最大幅から上方の左右の壁面方向に15度開いた範囲外に存する他の住戸等の開口部には、防火設備を設けられないことができる。この場合において、火災住戸等の開口部が、四角形以外の形状（以下「円等」という。）の場合は、当該円等が内接する長方形を当該住戸等の開口部とみなすものであること。★

イ 火災住戸等の開口部の最大幅から上方の左右の壁面方向に15度開いた範囲内に存する他の住戸等の開口部のうち、開口部相互間の垂直距離が3.6メートル以下の範囲（火災住戸等の開口部の上部0.9メートルの範囲を除く。以下「開口部破損検証範囲」という。）については、上下の開口部間の垂直距離Zが、次の(ア)から(カ)までの手順により求めた限界垂直距離Zlimより小さい場合に、当該他の住戸等の開口部（図1中の開口部1をいう。）に防火設備を設けること。ただし、当該他の住戸等の開口部が換気口等であり、かつ、防火設備が設けられた直径0.15メートル以下のもの又は開口部の面積が0.01平方メートル以下のものにあつては、この限りでない。★

(ア) 開口部破損検証範囲にある他の住戸等の開口部の材料の許容温度と周囲の温度との差を次式により求めること。★

$$\Delta T = T_{lim} - 239 \dots \text{式(1)}$$

ΔT_{lim} は、他の住戸等の開口部の材料の許容温度と周囲の温度との差（単位ケルビン。以下3において同じ。）

T_{lim} は、他の住戸等の開口部の材料に応じて、次の表により求められる許容温度（単位ケルビン。以下同じ。）

開口部の材料	許容温度
フロートガラス	373ケルビン
フロートガラス（飛散防止フィルム付）	423ケルビン
線入りガラス	673ケルビン

※ 開口部の材料として上記以外のガラスを用いる場合の許容温度については、試験データ等により判断すること。

(イ) 火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流の等価半径（当該開口部から噴出する熱気流が影響する一定以上の範囲を円状にみなした場合の半径。以下同じ。）を次式により求めること。★

$$r_0 = \sqrt{\frac{A}{2\pi}} \dots \text{式(2)}$$

r_0 は、火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流の等価半径（単位メートル。以下同じ。）

Aは、火災住戸等の一の開口部の面積（開口部がサッシ等により連結している場合は、当該開口部を一の開口部として取り扱う。単位平方メートル。以下同じ。）

π は、円周率

(ロ) 火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流の発熱速度を次式により求めること。★

$$Q = 400A\sqrt{H} \dots \text{式(3)}$$

Qは、火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流の発熱速度（単位キロワット。以下同じ。）

Hは、火災住戸等の一の開口部の高さ（火災住戸等の開口部が円等の場合は、当該円等の最高の高さ。単位メートル。以下同じ。）

(イ) 火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流軸上における部材許容温度を無次元化した値 Θ を次式により求めること。★

$$\Theta = 16.09 \Delta T r_0^{5/3} / (Q T_{lim})^{2/3} \dots \text{式(4)}$$

(ロ) 開口部の材料の許容温度となる噴出気流の垂直距離Ztを Θ の値に従い、次のア又はイの式により求めること。★

① (イ)により求められる Θ の値が0.35以下の場合

$$Z_t = \frac{1.05 r_0}{\Theta} \dots \text{式(5)}$$

Ztは、開口部の材料の許容温度となる噴出気流の垂直距離（単位メートル。以下同じ。）

② (イ)により求められる Θ の値が0.35より大きい場合

$$Z_t = \frac{1.93 \times 10^3 r_0}{\Theta^7} \dots \text{式(6)}$$

(カ) 限界垂直距離Zlimは、(ロ)で求めた開口部の材料の許容温度となる噴出気流の垂直距離Zt、と次式で求めた火災住戸等の開口部上端からの火炎高さZlmのいずれか大きい方とし、火災住戸等の開口部と他の住戸等の開口部との垂直距離がZlimより大きい場合、当該他の住戸等の開口部に防火設備を設ける必要はないこと。★

$$Z_{lim} = 2.39H \dots \text{式(7)}$$

(4) 開放性のある共用部分以外の共用部分

位置・構造告示第3第3号(3)イ(ハ)の「開放性のある共用部分以外の共用部分」とは、換気口等を設ける部分が、直接外気に開放されていない共用部分をいうものであること。★

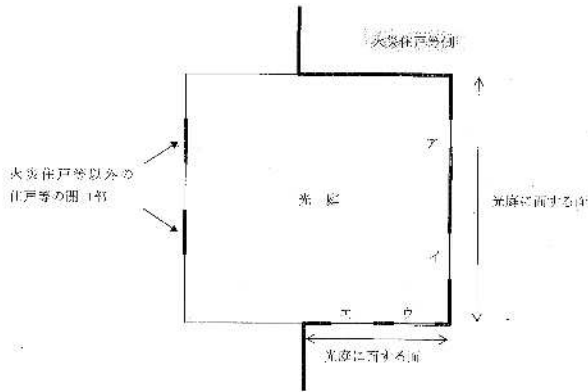
(5) 特定光庭の基準等

位置・構造告示第4第1号(1)の「火災住戸等以外の住戸等の光庭に面する開口部が受ける熱量」及び同号(2)イの「避難光庭に面する廊下及び階段室等を経由して避難する者が受ける熱量」は、次のアからオまでの手順により求めること。

ア 火災住戸等の光庭に面するすべての開口部（換気口その他これらに類するものを除く。）を合成して一の開口部とみなし、当該合成した開口部を「等価開口部」というものであること。この場合において、「等価開口部の高さ」は一の住戸等の光庭に面するすべての開口部のうち最大の高さ、「等価開口部の面積」は一の住戸等の光庭に面するすべての開口部の合計面積、「等価開口部の幅」は「等価開口部の面積」を「等価開口部の高さ」で除した値をいうものであること。ただし、火災住戸等の光庭に面する開口部が複数の面に設けられている場合は、同一面に設けられる開口部ごと

に等価開口部を設定し、(2)から(5)までの手順により受熱量を求め合計すること。適用例を図2に示す。★

図2



※ 面ごとに開口部「アとイ」、「ウとエ」を合成し、それぞれ等価開口部を設定する。

イ 等価開口部から噴出する熱気流（火炎を含む。以下同じ。）の高さを次式により求めること。★

$$L = 1.52H_x \quad \dots \text{式(8)}$$

Lは、等価開口部から噴出する熱気流の高さ（単位メートル。以下5において同じ。）

Hxは、等価開口部の高さ（単位メートル）

ウ 等価開口部から噴出する熱気流の面積を次式により求めること。★

$$S = LW \quad \dots \text{式(9)}$$

Sは、等価開口部から噴出する熱気流の面積（単位平方メートル。以下同じ。）

W「は、等価開口部の幅（単位メートル）

エ 受熱面に対する等価開口部から噴出する熱気流の面の形態係数を次式により求めること。★（図3参照）

$$F = \frac{\cos\beta_1 \cos\beta_2}{\pi d^2} S \quad \dots \text{式(10)}$$

Fは、受熱面に対する等価開口部から噴出する熱気流の面の形態係数。（Fが1を超える場合にあってはF=1とする。以下同じ。）

β_1 及び β_2 は、受熱面及び等価開口部から噴出する熱気流の面から垂直に延びる線と受熱面の中心点と等価開口部から噴出する熱気流の面の中心点を結んだ線のなす角度（単位ラジアン）

π は、円周率

dは、受熱面と等価開口部から噴出する熱気流の面の最短距離（単位メートル）その適用例を図4及び図5に示す。

図3

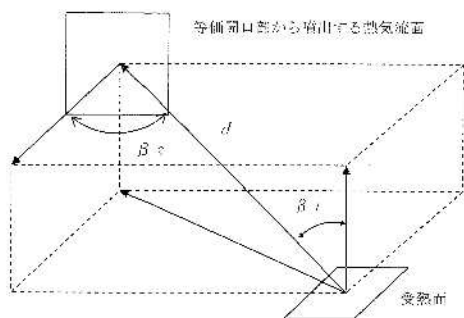
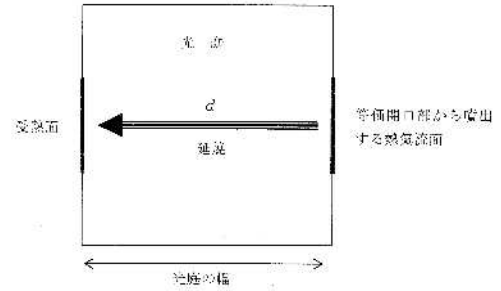
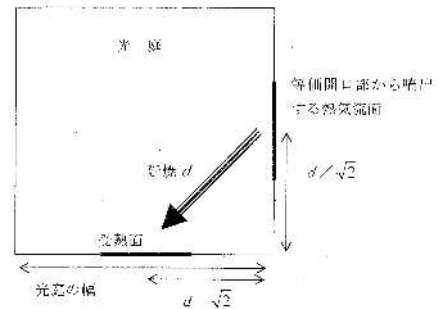


図4



光庭を挟んで「等価開口部から噴出する熱気流の面」と「受熱面」が正対する場合、 β_1 及び β_2 は0ラジアンとなり、

$F = S/\pi d^2$ （ただし、 $F \leq 1$ ）…式(11)となる。



「等価開口部から噴出する熱気流の面」と「受熱面」が光庭において直交し、二面が交わった地点から「等価開口部から噴出する熱気流の面」及び「受熱面」が等距離にある場合 β_1 及び β_2 は $\pi/4$ ラジアンとなり、

$F = S/2\pi d^2$ （ただし、 $F \leq 1$ ）となる。…式(12)

※ $1^\circ = \pi/180$ ラジアン

オ 等価開口部から噴出する熱気流の輻射熱により評価対象住戸等の開口部又は避難光庭に面する廊下及び階段室等を経由して避難する者が受ける受熱量を次式により求めること。★

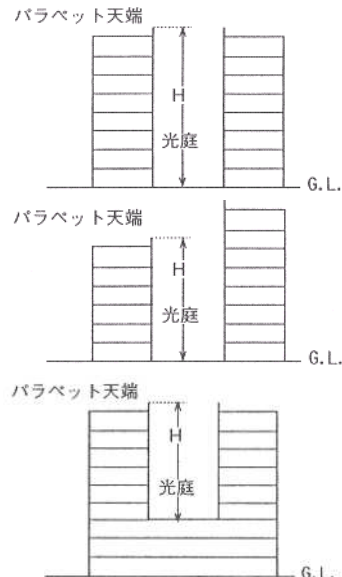
$$q = 100F \quad \dots \text{式(13)}$$

qは、等価開口部から噴出する熱気流の輻射熱により評価対象住戸等の開口部又は避難光庭に面する廊下及び階段室等を経由して避難する者が受ける受熱量（単位キロワット毎平方メートル）

(6) 避難光庭の高さについて

位置・構造告示第4第1号(2)ロ(イ)の避難光庭の高さは、図6の例により、計測すること。★

図6



パラペットの
高さが異なる
場合は、最も
低い部分の高
さHによる。

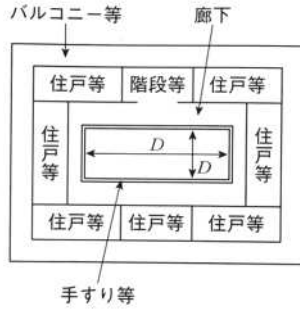
◇ 特定共同住宅・共同住宅特例

(7) 避難光庭の幅について

位置・構造告示第4第1号(2)ロ(イ)の「避難光庭の幅」は、図7の例により、計測すること。

なお、避難光庭の高さを当該避難光庭の幅で除した値が2.5未満であれば、火災住戸等の開口部から噴出する高温の熱気流が対向壁面にぶつからずに上昇し、避難光庭に滞留せずに外部に排出されるため、同号(2)ロ(ロ)に規定する煙に対する安全性の検証を要しないとしたものである。したがって、避難光庭の幅は、火災住戸等の開口部の面に対して垂直方向(対向壁面の方向)で計測する必要があること。★

図7



(8) 避難光庭における煙層の上昇温度について

位置・構造告示第4第1号(2)ロ(ロ)の「火災住戸等のすべての開口部から噴出する煙層の温度」については、次のアからウまでの手順により求めること。

ア 等価開口部から噴出する熱気流の発熱速度を次式により求めること。★

$$Q_x = 400 A_x \sqrt{H_x} \quad \dots \text{式(14)}$$

Q_x は、等価開口部から噴出する熱気流の発熱速度(単位キロワット。以下同じ。)

A_x は、等価開口部の面積(単位平方メートル)

イ 避難光庭の底部に設けられる常時開放された開口部の給気開口率(避難光庭の底部の開口部と頂部の開口部の比をいう。以下同じ。)を次式により求めること。★

$$r = 100 S_a / S_t \quad \dots \text{式(15)}$$

r は、避難光庭の底部に設けられる常時開放された開口部の給気開口率(単位パーセント)

S_a は、避難光庭の底部に設けられる常時開放された開口部の面積(単位平方メートル)

S_t は、避難光庭の頂部に設けられる常時開放された開口部の面積(単位平方メートル)

ウ 避難光庭における火災住戸等のすべての開口部から噴出する煙層の上昇温度を次式により求めること。★

$$\Delta T = 2.06 a \frac{Q_x^{\frac{2}{3}}}{D^{\frac{5}{3}}} \quad \dots \text{式(16)}$$

ΔT は、避難光庭における火災住戸等のすべての開口部から噴出する煙層の上昇温度(単位ケルビン)

a は、次式により求められる値

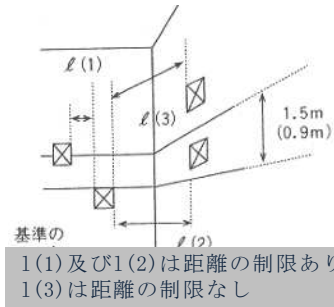
$$a = 1.2 + \frac{1.32}{r + 0.66} \quad \dots \text{式(17)}$$

D は、避難光庭の幅(単位メートル)

(9) 異なる住戸等間の水平距離について

位置・構造告示第4第2号(2)ロの「異なる住戸等の開口部の相互間の水平距離」は、図8の例により、計測すること。★

図8



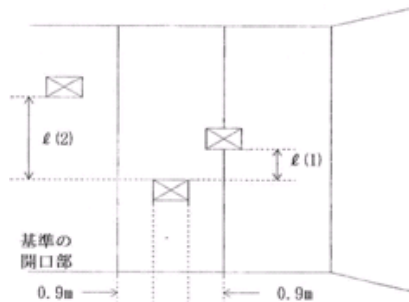
1(1)及び1(2)は距離の制限あり
1(3)は距離の制限なし

(10) 異なる住戸等間の垂直距離について

位置・構造告示第4第2号(2)ハの「異なる住戸等の開口部の相互間の垂直距離」は、図9及び図10の例により、計測すること。★

図9

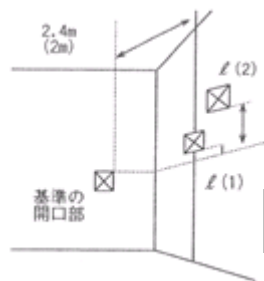
同一壁面上



1(1)は距離の制限あり
1(2)は距離の制限なし

図10

異なる壁面上



1(1)は距離の制限あり
1(2)は距離の制限なし

(11) 特定光庭に該当しない光庭

図11及び図12に示す開放性を有する廊下又は階段室等に面する吹抜きにあつては、特定光庭には該当しないものであること。この場合において、開放性を有する廊下の手すり等の上端から小梁、たれ壁等の下端までの高さは1メートル以上必要であること。★

図11

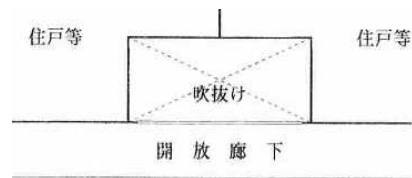
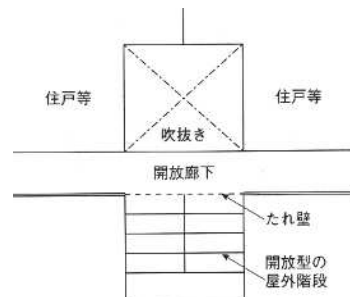


図12



(12) 特定光庭に面して給湯湯沸設備等を設ける場合の措置

位置・構造告示第4第2号(3)口の「防火上有効な措置」とは、次のア及びイの措置をいうものであること。

ア 給湯湯沸設備等は、次に定める基準に適合していること。

(ア) ガスの消費量が、70キロワット以下であること。★

(イ) 一の住戸の用に供するものであること。★

(ロ) 密閉式（直接屋外から空気を取り入れ、かつ、廃ガスその他の生成物を直接屋外に排出する燃焼方式及びその他室内の空気を汚染するおそれがない燃焼方式をいう。）で、バーナーが隠ぺいされていること。★

(ハ) 圧力調節器により、バーナーのガス圧が一定であること。★

(ニ) 過度に温度が上昇した場合において、自動的に燃焼を停止できる装置及び炎が立消えた場合等において安全を確保できる装置が設けられていること。★

イ 給湯湯沸設備等は、次に定める方法により設置すること。

(ア) 特定光庭から住戸等又は共用部分へ貫通する給湯湯沸設備等の配管は、当該配管と当該配管を貫通させるために設ける開口部とのすき間を不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で埋めること。★

(イ) (ア)の配管は、金属又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。★

◇●6平成25年1月1日追加

●7 特定共同住宅等の構造類型

(1) 二方向避難型特定共同住宅等

ア 避難上有効なバルコニーについて

平成17年消防庁告示第3号（以下「構造類型告示」という。）第3第1号の「避難上有効なバルコニー」とは、次の(ア)から(ウ)に定める基準に適合しているものであること。

(ア) 直接外気に開放されていること。

(イ) 避難上支障のない幅員及び転落防止上有効な高さの手すり等を有していること。

なお、車いす利用者等の避難を考慮した場合に、80センチメートルから90センチメートル程度の幅員を有していることが望ましいものであること。

(ウ) 他の住戸等の避難上有効なバルコニー又は階段室等に接続していること。

イ 廊下型特定共同住宅等の階段室等の位置

構造類型告示第3第2号(1)の階段室等が「廊下の端部又は廊下の端部に接する住戸等の主たる出入口に面している」とは、階段室等が廊下の端部に面して設けられていることをいうほか、図1の例に示すように、階段室等が廊下の端部に接する住戸等（ここでは住戸Aを指す。）の主たる出入口に面していることを指すものであること。これは、廊下の端部に接する住戸等に隣接する住戸等（ここでは住戸Bを指す。）が火災になっても、住戸Aの居住者が階段Aを使って避難できるようにするため、Wは廊下の端部に接する住戸等（ここでは住戸Aを指す。）の幅以下とするものであること。

また、住戸Aに隣接する住戸等が火災になっても、住戸Aの居住者が避難する際、「火災時に利用できない部分（図1-1斜線部分）」である火災住戸等の前を通らずに階段Aまで到達することができるようにするため、階段Aの降り口（図1-1階段Aの「D」側）が住戸Aに面していることが必要である。

図1

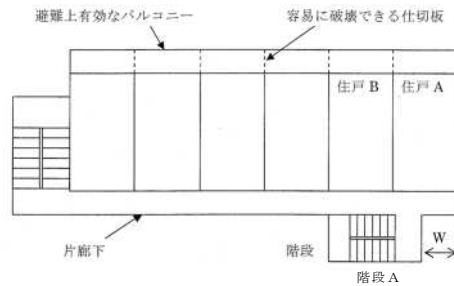
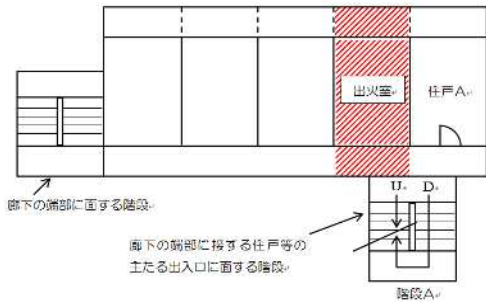


図1-1



ウ 避難経路のうち住戸等における火災時に利用できない部分について

構造類型告示第3第2号(5)の「避難経路」として、次の(ア)から(ウ)に定める部分は、利用できないものであること。

なお、適用例を図2から図4までに示す。

(ア) 火災住戸等

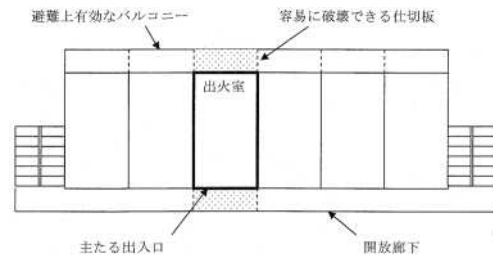
(イ) 構造類型告示第4第2号(1)、(2)及び(4)に示す開放型の廊下の判断基準に適合する廊下にあつては、火災住戸等の主たる出入口が面する火災住戸等の幅員に相当する部分

(ウ) 構造類型告示第4第2号(1)、(2)及び(4)に示す開放型の廊下の判断基準に適合しない廊下にあつては、階段室等の出入口から一の住戸等の幅員に相当する部分以外の部分

(イ) 階段室型の特定共同住宅等に存する火災住戸等の主たる出入口が面する階段室等

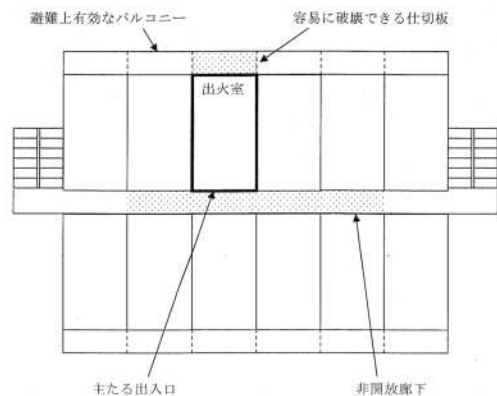
(ウ) 火災住戸等のバルコニー

図2



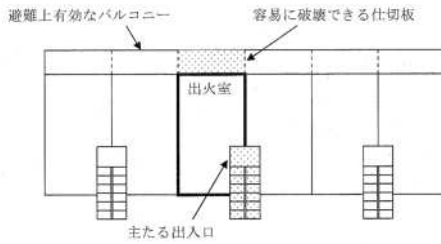
※ 図2から図4の「」部分は、避難経路として使えない部分を示す。

図3



◇ 特定共同住宅・共同住宅特例

図4



(2) 開放型特定共同住宅等について

ア 他の建築物等の外壁等について

構造類型告示第4第2号(1)の規定により、すべての廊下及び階段室等は「他の建築物等の外壁」との中心線から1メートル以上離れていることが必要とされているが、同一の特定共同住宅等であっても、廊下及び階段室等に面して当該特定共同住宅等の外壁、駐車場の外壁、擁壁等がある場合は、「他の建築物等の外壁」に準じて取扱うものであること。適用例を図5に示す。

なお、特定共同住宅等の同一の階に存する廊下又は階段室等のうちの一部が、隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1メートル未満であるときの取扱いは次のとおりとすること。適用例を図6に示す。

(ア) 隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1メートル未満である部分が廊下端部を含む場合で、当該部分を構造類型告示第4第2号(4)口の「外気に面しない部分」とみなしたとき、当該規定を満たせば当該部分は隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1メートル未満の位置にないものとして取扱って差し支えないものであること。★

(イ) 隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1メートル未満である部分が廊下端部を含まない場合で当該部分を構造類型告示第4第2号(4)イ(1)dの「風雨等を遮るために設ける壁等」とみなすか、(5)に定める手順によって、非開放部分を含む廊下全体を同号(4)イ(0)の「消火、避難その他の消防の活動に支障になる高さ(床面からの高さ1.8メートルをいう。)まで煙が降下しないこと」を確認した場合は、当該部分は隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1メートル未満の位置にないものとして取扱って差し支えないものであること。★

図5

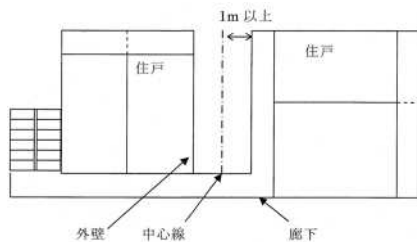
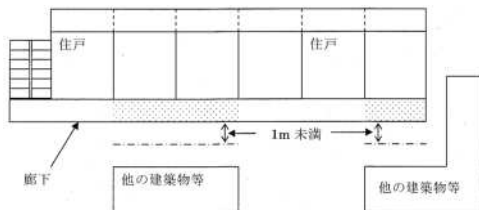


図6



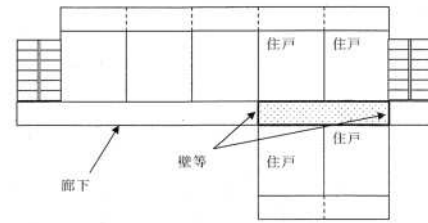
イ 直接外気に開放されていない廊下又は階段室等の取扱い

(ア) 廊下型特定共同住宅等

住戸又は共用室の主たる出入口が面する廊下の一部又は全部に周囲の4面が壁等により囲まれている部分が存する特定共同住宅等は、開放

型特定共同住宅等には該当しないものであること。適用例を図7に示す。★

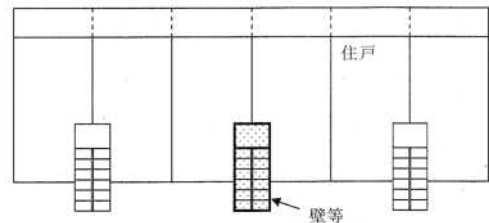
図7



(イ) 階段室型特定共同住宅等

住戸又は共用室の主たる出入口が面する階段室の一部又は全部に周囲の4面が壁等により囲まれている部分が存する特定共同住宅等は、開放型特定共同住宅等には該当しないものであること。適用例を図8に示す。★

図8

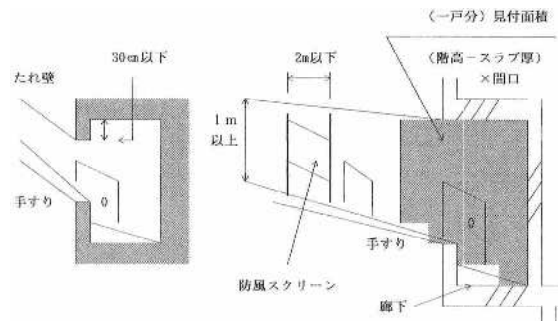


ウ 開放型廊下の判断基準

構造類型告示第4第2号(4)イ(イ)の開放型廊下の判断基準の適用については、図9の例によること。

なお、同号(4)イ(イ)aの「廊下の端部に接する垂直面の面積」とは、廊下の両端部の外気に面する部分の面積をいうものであること。また、同号(4)イ(1)cの「手すり等」には、さく、金網等の開放性のあるものは含まないものであること。★

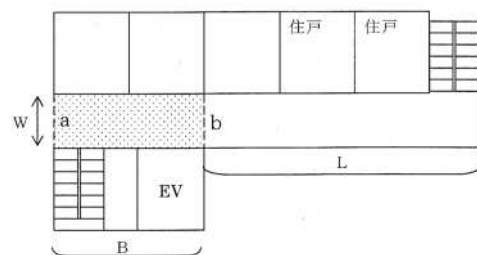
図9



エ 開放型特定共同住宅等の廊下における外気に面しない部分

構造類型告示第4第2号(4)口の「外気に面しない部分」とは、特定共同住宅等の同一の階に存する廊下又は階段室等の一部が隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1メートル以下の位置にあるもののほか図10及び図11によること。

図10



aが閉鎖されている場合は網掛けの部分が外気に面しない部分に該当する。

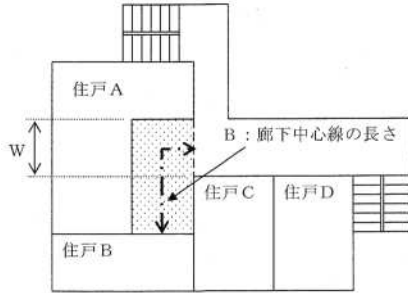
ここで、Wは、外気に面しない幅員（図11において同じ。）

Bは、外気に面しない長さ（図11において同じ。）

また、aに存する開口部が次の(ア)から(イ)に定める基準のいずれかに適合するときは、aが閉鎖されているものとする。

- (ア) aに存する開口部の幅 W ★
- (イ) aに存する開口部の上端の高さ L に存する有効開口部の上端の高さ ★
- (ウ) aに存する開口部の下端の高さ > L に存する有効開口部の上端の高さ ★

図 11



オ 煙の降下状況を確認する方法

構造類型告示第4第2号(4)イ(ロ)及び同号(5)口の煙が床面からの高さ1.8メートルまで降下しないことを確認する方法は、次の(ア)から(イ)までの手順によること。（図12参照）

- (ア) 廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部の発熱速度を第23(2)(ウ)の式により求めること。★

$$Q = 400A\sqrt{H} \quad \dots \text{式(3)}$$

- (イ) 廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から噴出する熱気流量を次式により求めること。★

$$m_p = 0.52A\sqrt{H} \quad \dots \text{式(18)}$$

m_p は、廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から噴出する熱気流量（単位キログラム毎秒。以下同じ。）

- (ウ) 廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から廊下又は階段室等に噴出した熱気流の気体密度を次式により求めること。★

$$\rho_c = \frac{353}{\left(293 + \frac{Q}{m_p + 0.01A_c}\right)} \quad \dots \text{式(19)}$$

ρ_c は、廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から廊下又は階段室等に噴出した熱気流の気体密度（単位キログラム毎立方メートル。以下同じ。）

A_c は、構造類型告示第4第2号(4)イ(ロ)又は同号(5)口の規定により、消火、避難その他の消防活動に支障になる高さまで煙が降下しないことを確認する範囲内にある廊下又は階段室等の水平投影面積（単位平方メートル）

- (エ) 廊下又は階段室等における熱気流の発生量を次式により求めること。★

$$V = \frac{31.2A\sqrt{H}}{\rho_c} \quad \dots \text{式(20)}$$

Vは、廊下又は階段室等における熱気流の発生量（単位立方メートル毎分）

- (オ) 廊下又は階段室等における排煙量を次式によ

り求めること。

- ① 廊下の場合 ★

$$E = \max \left(19L(H_U - 1.8)^{\frac{3}{2}}, \frac{53.7L(H_U - 1.8)^{\frac{3}{2}}}{\sqrt{1 + \left(\frac{H_U - 1.8}{1.8 - H_L}\right)^2}} \right)$$

…式(21)

- ② 階段室等の場合 ★

$$E = \max \left(19L(H_U - H_L)^{\frac{3}{2}}, 38L(H_U - H_L)\sqrt{H_U + H_L - 3.6} \right)$$

…式(22)

Eは、廊下又は階段室等における排煙量（単位立方メートル毎分）

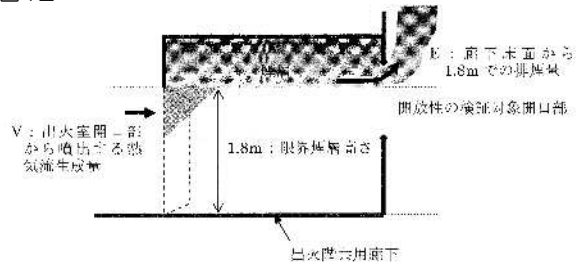
Lは、廊下又は階段室等の有効開口部の長さ（単位メートル。ただし、 $L \leq 30$ 。(6)参照。）

H_U は、開口部の上端の高さ（単位メートル）

H_L は、床面からの廊下又は階段室等の有効開口部の下端（床面から1.8メートル未満の高さにあるものに限る。）の高さ（単位メートル）

- (カ) (I)で求めた廊下又は階段室等における熱気流の発生量が(ウ)で求めた廊下又は階段室等における排煙量以下であることを確かめること。★

図 12



- カ 廊下又は階段室等の有効開口部の長さ
オ(カ)中「廊下又は階段室等の有効開口部の長さ」とは、火源開口部（廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部。以下同じ。）が面する廊下又は階段室等の直接外気に開放された開口部であって、当該火源開口部の両側に最大で30メートル以内の部分のことをいい、図13、図14及び図15の例によること。★

図 13

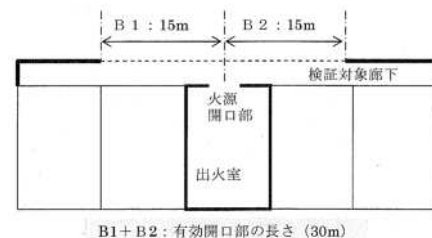
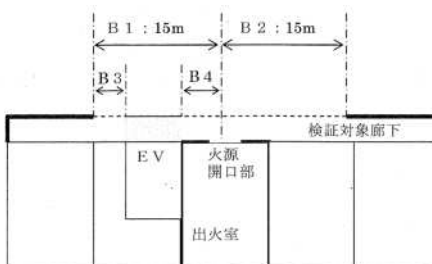
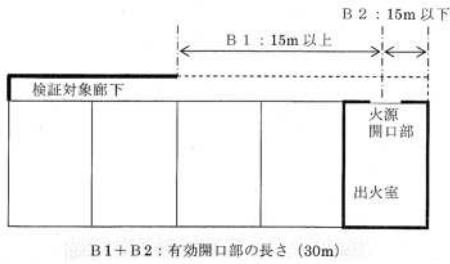


図 14



◇ 特定共同住宅・共同住宅特例

図 15



- ◇●7平成24年1月1日追加
- ◇●7平成25年1月1日一部追加
- ◇●7(1)イ平成30年1月1日一部追加

●8 共同住宅用自動火災報知設備

音声警報装置について、共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成18年消防庁告示第18号。）第3第9号(2)イの「有効に音声が届かないおそれのある部分」とは、1住戸の面積が100㎡を超える場合の居室をいう。

- ◇●8平成28年4月1日追加

◆ 通知

○ 消防法の一部改正に伴う共同住宅の取扱いについて（118号通知）★

昭和36年8月1日自消乙予発消防庁予防課長

消防法の一部改正に伴う一般的指示事項については、昭和36年5月10日付自消甲予発第28号「消防法の一部を改正する法律等の施行について」により別途通達したところであるが、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1(5)項口に掲げる共同住宅については、次により取扱われるよう御配慮願いたい。

なお、貴職管内の市町村に対してもこの旨示達願いたい。

記

- 1 公営住宅等における防火管理者の選任について
消防法第8条及び消防法施行令（以下「令」という。）第1条の規定によれば、収容人員50人以上の共同住宅にはそれぞれ防火管理者を置かなければならないが、公営住宅等においては、その管理の実態により、公営住宅にあっては公営住宅監視員の、日本住宅公団の管理する共同住宅にあっては団地管理班の、各種住宅協会及び住宅公社の管理する共同住宅にあっては管理事務所等の管轄区域ごとに、当該区域内にある2以上の共同住宅について同一人を防火管理者に選任しても差し支えない。ただし、消防法施行令第4条の趣旨に反するものであってはならないものとする。
- 2 〔昭和50年5月1日消防安第49号により失効。ただし、適用対象建物現存のため、当分の間掲載〕
- 3 共同住宅に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について共同住宅は、いわば個人住宅の集合体であり、その構造によっては出火等の危険性が著しく低いものがあることにかんがみ、次の基準により令第32条の特例を認めて差し支えない。
 - (1) 主要構造部を耐火構造とした共同住宅の住戸が次の(イ)から(ニ)までのすべてに該当するときは、当該住戸はそれぞれ別の建築物とみなして、令第10条(消火器具)、第11条(屋内消火栓設備)、第20条(動力消防ポンプ設備)、第21条(自動火災報知設備)、第23条(消防機関へ通報する火災報知設備)、第24条(非常警報器具又は非常警報設備)及び第25条(避難器具)の規定を適用すること。
 - イ 当該住戸と他の住戸とを区画する壁及び床を耐火構造とし、かつ、当該壁及び床には開口部が存しないものであること。
 - ロ 当該住戸と廊下、階段等の共用部分とを区画する壁を耐火構造とし、かつ、当該壁の開口部の面

積の合計が4㎡以下であること。

ハ ロの共用部分が不燃材料で造られたものであること。

ニ ロの壁の開口部にそれぞれ甲種防火戸（面積1㎡以下の開口部については甲種防火戸又は乙種防火戸）を設けたものであること。ただし、開放廊下式の共同住宅の住戸と開放廊下とを区画する壁の開口部で、延焼のおそれのある部分以外の部分にあるものについては、この限りでない。

- (2) (1)に該当する共同住宅の住戸で3階以上の階にあるものについては、その床面積が70㎡以下である場合に限り、令第10条第1項第5号の規定にかかわらず、消火器具の設置を要しないものとする。
- (3) 住戸のすべてが(1)又は(2)に該当し、消防用設備等の設置を要しないものとされる共同住宅の共用部分については、令第10条、第11条、第20条、第21条及び第23条から第25条までの規定は適用しないものとする。

○ 共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について（49号通知）★

昭和50年5月1日消防安第49号消防庁予防課長

標記については、「消防法の一部改正に伴う共同住宅の取扱いについて」（昭和36年8月1日付自消乙予発118号。）中2（以下「旧基準」という。）で通知したところであるが、その後共同住宅の高層化、大規模化、複合用途化等旧基準を示した時点では予想しない形態のものが出現してきたこと等に伴い、このたび、共同住宅等の火災の早期発見、通報、避難等入居者の人命安全対策の観点から新たに下記のとおりとすることにした。

貴職におかれては、その運用に遺憾のないよう特段の配慮をされるとともに、貴管下市町村にもこの旨示達のうえよろしく指導されるようお願いする。なお、本件は建設省と調整済みであることを含のため申し添える。

記

共同住宅等に係る消防用設備の技術上の基準の特例について

第1 特例基準

共同住宅、寄宿舎又は下宿は、常時多数の者が生活しているものであるが、いわば個人住宅の集合体であり、その構造によっては火災の危険性が著しく少ないと認められるものがあることにかんがみ、消防法施行令（以下「令」という。）別表第1(5)項口に掲げる防火対象物（令第8条の規定の適用により同項に掲げる防火対象物とみなされるものを含む。以下「共同住宅等」という。）に係る消防用設備等の技術上の基準については、次のとおり令第32条の規定による特例を認めて差し支えないものであること。

1 消火器具

- (1) 令第10条第1項の規定に基づき消火器具を設置しなければならない共同住宅等のうち、次のアからまでのすべてに適合するものはその10階以下の部分については、当該規定にかかわらず消火器具を設置しないことができるものとする。

ア 主要構造部が耐火構造で、かつ、住戸、共用室（居住者の集会、遊戯等の用に供する室をいう。以下同じ。）、倉庫、機械室、電気室その他これらに類する室（以下「住戸等」という。）と他の住戸等とが開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

イ 住戸等と廊下、階段等の共用部分とを区画する壁を耐火構造とし、かつ、当該壁の開口部の面積の合計が1の住戸等につき2㎡以下であること。ただしこれにかかわらず住戸等の主たる出入口及びバルコニーその他これらに類するものからそれぞれ異なる経路により地上又は避難階へ避難（以下「二方向避難」という。）することができ、かつ、住戸等の主たる出入口が直接外気に開放（多雪寒冷地においては、随時開放することがで

きる不燃性の建具が設けられている場合を含む。以下同じ。)されている廊下、階段等に面する住戸等(以下「二方向避難・開放型住戸等」という。)のうち3、アからカに適合する共用室にあっては8㎡以下、その他にあっては4㎡以下とすることができる。

ウ イの壁の開口部は、1カ所2㎡(イの共用室にあっては4㎡)以下とし、甲種防火戸又は乙種防火戸(主たる出入口部分に設けられるものは、常時閉鎖式の甲種防火戸に限る。)を設けたものであること。ただし、直接外気に開放されている廊下、階段等に面する住戸等の1㎡以下の開口部にあっては、この限りでない。

エ イの共用部分の壁及び天井の仕上げが、不燃材料であること。

オ 住戸等の外壁の開口部とその直上階の住戸等の外壁の開口部との間は、幅90cm以上の耐火構造の壁又は外壁面から50cm以上突出した耐火構造のひさし、バルコニーその他これらに類するもので防火上有効にさえぎられていること。

カ 3階以上の階にある住戸等については、その床面積が100㎡以下のものであること。

(2) 消火器具を各住戸ごとに設置する場合は、消防法施行規則(以下「規則」という。)第6条第6項の規定は、適用しないものとする。

2 屋内消火栓設備、屋外消火栓設備及び動力消防ポンプ設備

令第11条第1項、第19条第1項及び第2項又は第20条第1項及び第2項の規定に基づき屋内消火栓設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備を設置しなければならない共同住宅等のうち1、(1)、アからオまでに適合するものは、これらの規定にかかわらず、これらの設備を設置しないことができるものとする。

3 スプリンクラー設備

共同住宅等の11階以上の階にある共用室のうち、次のアからカまでのすべてに適合するものは、令第12条第1項第9号及び同条第2項第1号並びに、規則第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、スプリンクラー設備を設置しないことができるものとする。

ア 共用室とその他の節分とがウの開口部を除き耐火構造の壁及び床で区画されていること。

イ 共用室の壁及び天井(天井がない場合にあっては、屋根の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。))の仕上げを不燃材料又は準不燃材料としたものであること。

ウ アの区画する壁の開口部及び当該開口部に設ける防火戸は、規則第13条第1項第1号口及びハの規定に適合するものであること。

エ 共用室から二方向避難することができるものであること。

オ 共用室の床面積が200㎡以下であること。

カ ストープ等の火気使用設備又は器具(密閉燃焼方式等転倒及び着火の恐れのないものを除く。)が設けられていないこと。

4 自動火災報知設備

(1) 令第21条第1項の規定に基づき、自動火災報知設備を設置しなければならない共同住宅等で1、(1)、アからオまでに適合するものうち、次のア、イ又はウに該当する部分には、当該規定にかかわらず、当該設備を設置しないことができるものとする。

ア 住戸等のすべてが二方向避難開放型住戸等であるものの10階以下の部分

イ ア以外のもので、その住戸等のすべてが二方向避難することができる住戸等であるものの6階以下の部分

ウ ア及びイ以外のもので、そのすべての住戸等の主たる出入口が直接外気に開放されている廊下に面し、かつ、当該廊下から地上又は避難階に通ずる直接階段(直接外気に開放されているものに限る。)が2以上設けられているものの6階以下の部分

(2) 共同住宅等に自動火災報知設備を設置する場合

は、次のアからキまでによることができるものとする。

ア 感知器は、居室、収納室(押入れ、納戸等で4㎡以上のものをいう。)、倉庫、電気室、機械室その他これらに類する室並びに直接外気に開放されていない廊下、階段その他の通路に設けること。ただし、1、(1)、アからカまでに適合する共同住宅等にあっては、10階以下の住戸内又は、寄宿舎等の宿泊室内に限り設けないことができる。

イ 規則第23条第5項の規定により煙感知器を設けなければならない場所には、差動式若しくは補償式の感知器のうち1種若しくは2種又は定温式の感知器のうち特種若しくは1種(公称作動温度75度以下のものに限る。)を設けることで足りる。

ウ 一の警戒区域は、階段室型のものに限り令第21条第2項第1号の規定にかかわらず5階までにわたることができる。

エ 地区音響装置は、一斉鳴動方式とすることができる。

オ 地区音響装置を、各住戸等ごとに設ける場合又は階段室型のものにおいてその5階以下ごとにその中間階の階段部分に設ける場合は、規則第24条第5号ニの規定は適用しないものとする。

カ 地区音響装置の音量は、各住戸等ごとに設ける場合に限り規則第24条第5号イの規定にかかわらず65ホン以上とすることができる。

キ 警報低域及び地区音響装置に関する規定を連用する場合、1の住戸等の階数が2以上にわたり、かつ、当該住戸等から廊下又は階段への出入口が1の階のみにある住戸等(いわゆるメジネット型の住戸等)の階数は、1とみなす。

5 非常警報設備

(1) 令第24条第3項の規定により非常ベル及び放送設備又は自動式サイレン及び放送設備を設置しなければならない共同住宅等においては、当該規定にかかわらず非常ベル又は自動式サイレンを設けることで足りるものとする。

(2) 非常ベル又は自動式サイレンは、4、(2)、ウ、エ、オ、力及びキに準じて設けることができるほか、各住戸等ごとに起動装置を設ける場合は、規則第25条の2第2項第2号の2、イ、ハ及びニの規定は適用しないものとする。

6 その他

(1) 消防機関へ通報する火災報知設備については、共同住宅等の付近に公衆電話が設置(設置が確実な場合を含む。)されておれば当該設備を省略することができるものであること。

(2) 避難器具に関する基準の特例については、別に通知するまでの間、従前どおりであること。

第2 施行期日等

1 この基準は、昭和50年8月1日から運用されたいこと。なお旧基準が適用されていた既存の共同住宅等については、今回の改正により消火器具、非常警報器具又は非常警報設備に関する規定がさかのぼって適用されることとなるが、共同住宅等の特殊な状況を勘案して既存の共同住宅で旧基準に適合しているものに対しては、当分の間適用しないものとする。

2 この基準の施行に伴い、旧基準は廃止するものとする。

附則(昭和61年12月5日消防予第170号)抄

(1) この基準は、昭和61年12月5日から運用されたいこと。

○ 共同住宅等に係る特例基準について ☆

(※旧共同住宅特例に適用するもの)

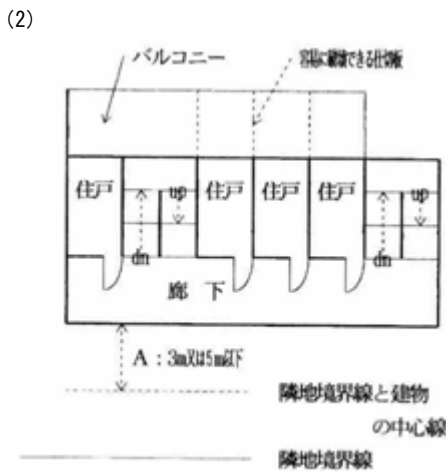
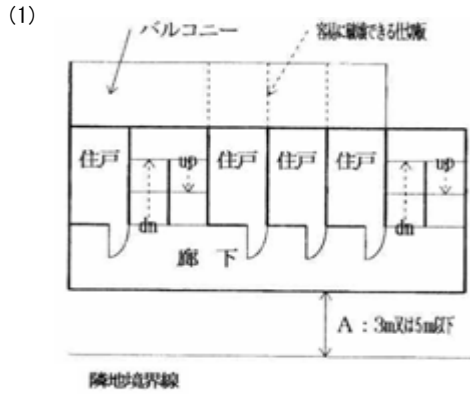
昭和57年8月13日指導係執務資料

昭和50年12月13日付消防安第190号による「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の細目」第1、2「開放型住戸等」について

問1 「廊下、階段等が隣地境界線又は建築物の外

◇ 特定共同住宅・共同住宅特例

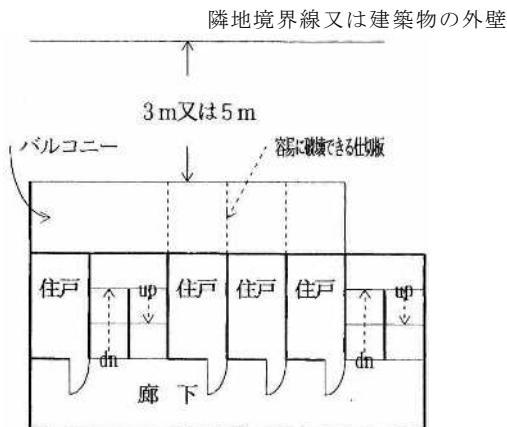
壁との中心線から、1階にあっては3m以下、二階にあっては5m以下」の解釈について
隣地境界線との距離について(1)と(2)のいずれの測定によるべきか。



答 (1)による。

問2 二方向避難、開放型住戸等の判定について

二方向避難開放型住戸等は廊下、階段等が隣地境界線又は他の建築物等の外壁等に対して、延焼のおそれがあるてはならないが、下図の場合のバルコニー部分も問1の距離について判定しなければならないか。

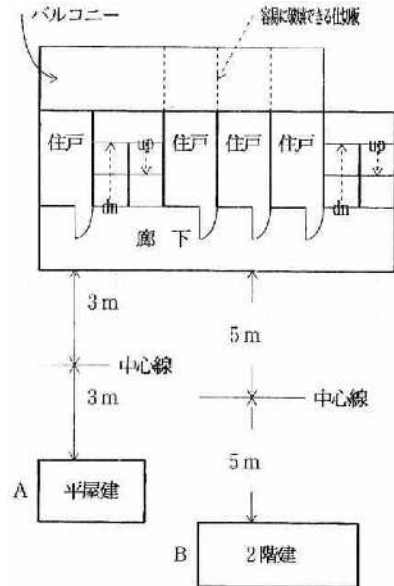


- (1) バルコニー部分との距離についても判定する。
- (2) バルコニー部分との距離については判定の対象としない。

答 (1)による。

問3 他の建築物との距離について

下図の場合、A、Bいずれの距離によるべきか。



(1) AについてもBの距離とする。

(2) A及びBの距離とする。

答 (2)による。

○ 共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について (170号通知) ★

昭和61年12月5日消防予第170号
消防予防救急課長

標記については、「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」(昭和50年5月1日付け消防安第49号、以下「49号通知」という。)及び「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の細則について」(昭和50年12月13日付け消防安第190号、以下「190号通知」という。)により運用を願っているところである。

一方、共同住宅等は、近年、往環境向上等のため、住戸の大規模化、構造・形態の多様化、ホームセキュリティの開発・普及等49号通知当時の想定と実態を異にしてきているところである。

消防庁では、これらの状況に対応した共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について検討してきたところであるが、このたび、別紙のとおり、共同住宅等に係る新しい特例基準を定めるとともに、49号通知及び190号通知についても一部改正を行ったので、その運用に遺憾のないように特段の配慮をされるとともに、貴管下市町村にもこの旨示達の上、よろしく指導されるようお願いする。

別添

第1 適用範囲

この基準は、消防法施行令(以下「令」という。)別表第1(5)項口に掲げる防火対象物及び令第8条の規定により同項口に掲げる防火対象物と見なされるもの(以下「共同住宅等」という。)に適用する。

第2 用語の意義等

- 1 住戸等とは、住戸、共用室、倉庫、機械室、電気室その他これに類する室をいう。
- 2 共用室とは、居住者の集会、遊戯等の用に供する室をいう。
- 3 共用部分とは、廊下、階段、エントランスホール、エレベーターホール、駐車場等の住戸等以外の部分で居住者が共用する部分をいう。
- 4 階段室等とは、避難階若しくは地上に通ずる直通階段又はその階段室をいう。
- 5 二方向避難とは、地上又は避難階に通ずる安全な避難のための経路を2以上確保することにより、出火場所がどこであっても、少なくとも1の経路は安全に利用できることをいう。
- 6 階段室型共同住宅等とは、住戸の主たる出入口が階

段室等に面する共同住宅等をいい、個々の階段室等を連結する廊下を有するものを含む。

- 7 廊下型共同住宅等とは、階段室型共同住宅等以外の共同住宅等をいう。
- 8 メゾネット型住戸等とは、共同住宅等の1の住戸等でその階数が2以上にわたるものをいう。
- 9 光庭とは、採光のために設ける屋根のない吹き抜け状の空間をいう。
- 10 住戸用自動火災報知設備(以下「住戸用自火報」という。)とは、感知器、受信機及び戸外表示器に必要な応じて補助音響装置又は中継器を加えた構成で1の住戸ごとに設置される自動火災報知設備をいう。
- 11 戸外表示器とは、各住戸の外部に設けられ、当該住戸内の感知器又は受信機の作動と連動して作動する火災表示灯等を有する装置をいう。
- 12 補助音響装置とは、住戸用自火報の受信機及び戸外表示器では当該住戸内の全域に有効に火災である旨を報知できない場合に補助的に用いる音響装置をいう。
- 13 階数の算定方法は、190号通知別添第2による。

第3 消防用設備等の特例

次の1に定める適用条件を満たしている共同住宅等については、令第32条の規定を適用し、消防用設備等の設置について2に定める特例を認めて差し支えないものであること。

1 適用条件

(1) 構造等

- ① 主要構造部が耐火構造であること。
- ② 共用部分の壁及び天井の仕上げが不燃材料であること。

(2) 二方向避難

すべての住戸及び共用室が二方向避難可能なものであること。この場合の具体的判断は、次によること。

- ① 二方向避難が可能かどうかは、190号通知別添第1、1によること。
- ② 避難経路となるバルコニー等が、隣接住戸間で仕切板等によって仕切られている場合、当該仕切板等は、避難の際、容易に開放、除去又は破壊できる等避難上支障のない構造のものであり、かつ、見やすい箇所に次の事項が明示されているものであること。
 - ア 避難経路である旨
 - イ 避難の際の使用法
 - ウ 仕切板等の付近に避難に支障となる物品を置くことを禁ずる旨
- ③ メゾネット型の住戸及び期室にあつては、主たる出入口を経由する経路以外の避難経路を各階ごとに1以上確保したものであること。

(3) 開放性

すべての住戸及び共用室の主たる出入口が、直接外気に開放(多雪寒冷地においては、随時開放することができる不燃性の建具が設けられている場合を含む。)されている廊下又は階段室等に面していること。この場合廊下及び階段室等の開放性の判断は、190号通知別添1、2((2)ウ及びエを除く。)によること。

(4) 防火区画

- ① 住戸等と他の住戸等とが開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- ② 住戸等と共用部分とが耐火構造の壁で区画されていること。
- ③ 住戸等と共用部分との間の壁に設けられている出入口、窓等の開口部(換気口その他これに類するものを除く。)(エ)及び(5)(イ)において同じ。)には、甲種防火戸又は乙種防火戸(主たる出入口に設けられるものにあつては、随時開くことができる自動開鎖装置付きのものに限る。)が設けられていること。
- ④ 住戸等の外壁の開口部とその相接する住戸等の外壁の開口部との間は、幅0.9m以上の耐火構造の壁又は外壁から0.5m以上突出した耐火構造

のひさし、バルコニー、そで壁その他これらに類するもので防火上有効にさえぎられていること。

(5) 光庭

対面する壁間距離のいずれかが①に示す距離以内である光庭を有する共同住宅あつては、当該光庭に面する開口部等は、②に適合するものであること。

- ①ア 光庭部分の高さが15m未満のもの 5m
- イ 光庭部分の高さが15m以上36m未満のもの 当該部分の高さの3分の1の距離
- ウ 光庭部分の高さが36m以上のもの 12m
- ②ア 開口部には、はめ殺しの甲種防火戸又は乙種防火戸が設けられていること。ただし、住戸にあつては、次の(イ)に定める光庭に面する開口部に設ける防火戸又は次の(イ)に定める光庭に面する開口部で当該共同住宅等の4階以下の部分に存するものに設ける防火戸は、はめ殺しのものであることを要しない。

(イ) 屋内避難階段等の部分を定める告示(昭和48年6月1日消防庁告示第10号)に適合する階段室に面する光庭

(イ) (イ)以外の光庭で下端に常時外気が流通する開口部で有効断面積が1㎡以上のものが設けられているもの

イ 異なる住戸等の開口部間の水平距離は、同一壁面上にあるものにあつては0.9m以上、異なる壁面上にあるものにあつては2.4m(はめ殺しの甲種防火戸又は乙種防火戸が設けられている開口部相互間にあつては2m)以上であること。

ウ 異なる住戸等の開口部間の垂直距離は、1.5m(はめ殺しの甲種防火戸又は乙種防火戸が設けられている開口部相互間にあつては0.9m)以上であること。

エ 1の開口部の面積は1㎡以下であり、1の住戸等の同一階の開口部の面積の合計は2㎡以下であること。

オ 開口部の室外部分に設けられる遮閉スクリーンを不燃材料にする等光庭に面する付帯設備等は不燃材料でつくられていること。

(6) 住戸用自火報

住戸用自火報が次に定めるところにより、すべての住戸に設置されていること。

なお、感知器等の設置に当たつては、非火災報対策に十分留意したものであること。

- ① 感知器は、次に定めるところによること。
 - ア 厨房、居室及び住戸内階段の上部に火災を有効に感知するように設けられていること。
 - イ 感知器は、差動式スポット型若しくは補償式スポット型の感知器のうち2種のもの、定温式スポット型感知器のうち特種のもの(公称作動温度が60～65℃のもの)、煙感知器のうち2種若しくは3種のもの又はこれらの種別を有するものであること。
 - ② 受信機、補助音響装置又は戸外表示器により火災である旨を当該住戸内の全域に有効に報知できるように設けられていること。
 - ③ 戸外表示器は、次に定めるところによること。
 - ア 火災表示灯及び音響装置を有すること。ただし、住戸内の感知器からの火災信号を住棟受信機(当該共同住宅等全体を監視する受信機をいう。以下同じ。)に送信できるようにし、かつ、当該受信機の警戒区域を2(4)(イ)イ(10階以下の部分も同様とする。)の規定に準じて措置したものにあつては、音響装置を有することを要しない。
 - イ 音響装置の音圧は、取り付けられた音響装置の中心から1m離れた位置で70dB以上であること。
 - ウ 次に適合する場所に設けられていること。
- (イ) 各住戸の主たる出入口の外部で、火災表示灯が共用部分から容易に識別できる場所

◇ 特定共同住宅・共同住宅特例

- (イ) 点検に便利な場所
- (ウ) 防水措置がなされているものを除き、雨水のかかるおそれのない場所
- ④ 住戸用自火報の通電状況及び配線の導通状況を、住戸の外部(住棟受信機を含む。)から容易に確認することができる措置を講じたものであること。
- ⑤ 受信機が電源(住戸用火報が10分間以上作動することができる容量の予備電源を有する場合を除く。)、戸外表示器及び補助音響装置までの配線は、消防法施行規則(以下「規則」という。)第12条第5号の規定に準じて設けられていること。
- ⑥ 電源は、住戸ごとに、交流低圧屋内幹線から専用の分岐開閉器を介してとられていること。ただし、住戸用自火報が10分間以上作動することができる容量の予備電源を有する場合又は住棟受信機から電力を供給する場合は、この限りでない。
- ⑦ その他規則第23条第4項並びに規則第24条第1号、第2号イからハまで及びホ、第6号、第7号並びに第8号の規定に準じて設けられていること。

2 特例の内容

(1) 消火器具

- ① 令第10条第1項の規定にかかわらず、10階以下の部分については、消火器具を設置しないことができるものとする。
 - ② 消火器具を各住戸ごとに設置する場合は、規則第6条第6項の規定は、適用しないものとする。
- (2) 屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報器具又は非常警報設備、避難器具並びに誘導灯及び誘導標識

令第11条第1項、令第19条第1項及び第2項、令第20条第1項及び第2項、令第23条第1項、令第24条第1項、第2項及び第3項、令第25条第1項並びに令第26条第1項の規定にかかわらず、屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報器具及び非常警報設備、避難器具並びに誘導灯(採光上有効に直接外気に開放された廊下、階段その他の通路に設置するものに限る。)及び誘導標識を設置しないことができるものとする。

(3) スプリンクラー設備

令第12条第1項の規定にかかわらず、次に定めるところにはスプリンクラー設備を設置しないことができるものとする。

- ① 住戸で、次に適合するもの。
 - ア 壁等(壁及び天井(天井がない場合)にあっては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)をいう。(イ)において同じ。)の仕上げを不燃材料又は準不燃材料としたものであること。
 - イ 床面積が200㎡以下であること。
- ② 共用室で、次に適合するもの。
 - ア 壁等の仕上げを不燃材料又は準不燃材料としたものであること。
 - イ 共用室とその他の部分を区画する壁に設けられる開口部は、規則第13条第1項第1号ロの規定に適合するものであること。
 - ウ イの開口部は、規則第13条第1項第1号ハの規定に適合する防火戸が設けられたものであること。
 - エ 床面積が200㎡以下であること。

(4) 自動火災報知設備

- ① 10階以下の階
令第21条第1項の規定に基づく自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。
- ② 11階以上の階
住戸以外の部分(警戒区域及び地区音響装置に係る規定の適用については、住戸部分を含む。)には、令第21条第1項の規定に基づく自動

火災報知設備を設けること。この場合において、住戸用自火報からの火災信号を住棟受信機において受信できるようにするほか、住棟受信機の設置方法等については、次に定めるところによるることができる。

ア 同一敷地内に2棟以上の共同住宅等がある場合は、火災対応が十分できる範囲内ごとに1の住棟受信機を設けることで足りるものであること。

イ 警戒区域の階、面積及び一辺の長さは、令第21条第2項第1号及び第2号の規定にかかわらず、次によることができること。

(ア) メゾネット型住戸等の階数は1とみなすことができること。

(イ) 警戒区域の面積は、1,500㎡以下とすることができること。

(ウ) 階段室型共同住宅等にあっては、1の階段室等に主たる出入口が面している住戸等及び当該階段室等を単位として、5階以下ごとを1の警戒区域とすることができること。

(エ) 廊下型共同住宅等にあっては、警戒区域の一辺の長さは100m以下とすることができること。

ウ 感知器は、規則第213条第4項の規定によるほか、次により設けることができること。

(ア) 共用室、倉庫、機械室、電気室その他これに類する室及び直接外気に開放されていない共用部分に設けること。

(イ) 規則第23条第5項の規定により煙感知器を設けなければならない場所には、差動式スポット型若しくは補償式スポット型の感知器のうち1種若しくは2種のもの、定温式スポット型感知器のうち特種のもの(公称作動温度が75℃以下のもの)又はこれらの種別を有するものを設けること。

(ウ) 廊下又は通路に設置する熱感知器は、歩行距離15mにつき1個以上の個数を火災を有効に感知するように設けること。

(エ) 階段又は傾斜路に設置する感知器は、各階ごとに1個以上の個数を火災を有効に感知するように設けること。

ただし、煙感知器を設ける場合にあつては、7階までごとに1個以上の個数とすることができる。

エ 地区音響装置は、規則第24条第5号イ、ハ、二及びへの規定にかかわらず、次により設けることができること。

(ア) 住戸用火報の音響装置と兼用する場合にあつては、当該音響装置の音圧は、取り付けられた音響装置の中心から1m離れた位置で70dB以上とすることができること。

(イ) 鳴動方式は、一斉鳴動方式又は次の鳴動方式とすることができること。

a 階段室型共同住宅等にあっては、1の階段室等に主たる出入口が面している住戸等及び当該階段室等を1ブロックとし、当該ブロック内の感知器又は発信機の作動と連動して、当該ブロック内で鳴動するものであること。

b 廊下型共同住宅等にあっては、5階までごとの住戸等及び共用部分を1ブロックとし、当該ブロック内の感知器又は発信機の作動と連動して、当該ブロック内及びその直上ブロック内で鳴動するものであること。

(ウ) 設置間隔は、次によることができること。

a 階段室型共同住宅等にあっては、それぞれの階段室等の2階ごとに1以上の地区音響装置を設けること。

b 廊下型共同住宅等にあっては、各階ごとに、その階の各部分から1の地区音響装置までの水平距離が25m以下となるように設

- けること。
- c 地区音響装置を各住戸の住戸用自火報の音響装置と兼用する場合は、当該住戸及びそれらの住戸の主たる出入口が面する共用部分については、a及びbによらないことができること。
- (e) 地区音響装置は、住棟受信機から鳴動させることで足りること。

附則

- (1) この基準は、昭和61年12月5日から運用されたこと。
 - (2) 49号通知の適用を受けた現に存する共同住宅等の複数の住戸を1の住戸に改築する場合、当該住戸に第3、1(6)の規定により住戸用自火報を設けたときは、引き続き49号通知に基づく消防用設備等の特例を認めて差し支えないこと。
 - (3) この基準を適用しない共同住宅等については、従前どおり、49号通知及び190号通知により消防用設備等の特例を認めて差し支えないこと。この場合、49号通知及び190号通知の一部を次のように改正すること。
- (次のよう略)
- (4) 49号通知対象の共同住宅等に本基準第3、1(5)(ア)に該当する光庭が設けられている場合には、当該光庭に面する開口部等は、昭和54年10月23日付け消防予第201号「消防法、同施行令及び同施行規則に関する執務資料について」別添の質疑4にかかわらず、本基準第3、1(5)の規定によること。この規定中、開口部に設けられる防火戸をはめ殺しのものとする必要がない場合は、当該光庭に面するすべての住戸が49号通知第1、1(1)イの「二方向避難・開放型住戸等」であり、かつ、当該光庭に面するすべての住戸に本基準第3、1(6)の規定による住戸用自火報が設けられている場合に限るものであること。
 - (5) この基準を適用しない共同住宅等(49号通知対象の共同住宅等を含む。)に自動火災報知設備を設ける場合は、10階以下の部分を含め、住戸用自火報及び令第21条第1項の規定に基づく自動火災報知設備を本基準第3、1(6)及び2(4)イの規定に準じて設置することができること。

○ 共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例の細目について(109号通知) ★

昭和62年7月1日消防予第109号消防庁予防課長

昭和61年12月5日付け消防予第170号により共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について通知したところであるが、このたび、その細目を別添のとおり定めたので、その運用に遺憾のないよう特段の配慮をされるとともに、貴管下市町村にもこの旨示達の上、よろしく御指導願いたい。

別添

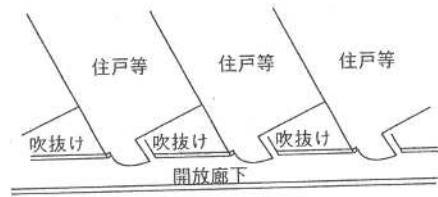
共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の細目「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」(昭和61年12月5日付け消防予第170号。以下「170号通知」という。)により消防用設備等の特例を適用する際の光庭、住戸用自火報その他の技術上の基準の細目は、下記によるものとする。

記

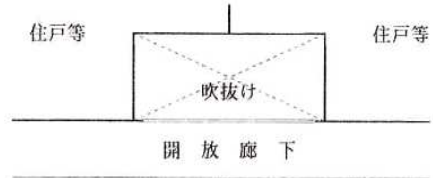
- 1 住戸等以外の独立した用途に供される部分の取扱いについて

「令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて」(昭和50年4月15日付け消防予第41号。消防安第41号)記1(2)に定める「独立した用途に供される部分」については、住戸とみなして170号通知の基準を適用すること。この場合、当該部分は、床面積150㎡以内ごとに170号通知第3、1(4)に定める防火区画が行われていること。
- 2 光庭について
 - (1) 光庭の対象範囲
 - (ア) 共同住宅等に存する吹抜け状の空間が、170号通

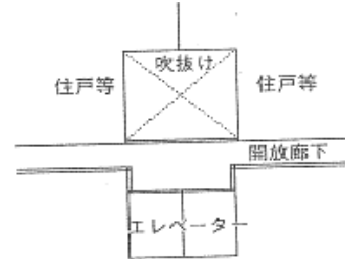
知第3、1(5)イの規定が適用される光庭に該当するかどうかについては、次に示す判定例を参考として判断されたいこと。



判定:開放廊下に接する吹抜けの部分について、当該廊下の手すり等の上端から小梁、たれ壁等の下端までの高さが1m以上であれば、該当しない。

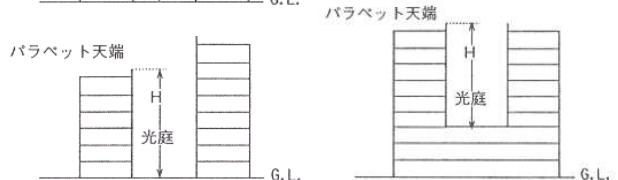
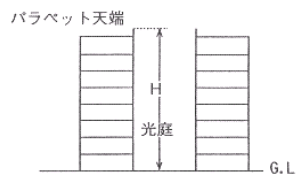


判定:開放廊下に接する吹抜けの部分について、当該廊下の手すり等の上端から小梁、たれ壁等の下端までの高さが1m以上であれば、該当しない。



(イ) 170号通知第3、1(5)の壁間距離とは・光庭に面する開放廊下等にかかわらず、各住戸等の光庭に面する外壁間の距離であること。壁間距離は下図のLとする。

(ウ) 170号通知第3、1(5)イに定める光庭の高さ(H)とは、地盤面からの高さにかかわらず、当該光庭の底部から頂部(パラベット天端)までの距離とすること。



(2) 光庭に設ける開口部の取扱い

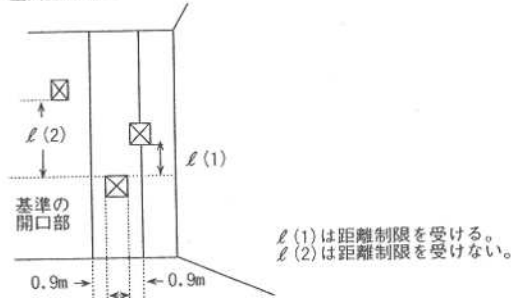
(ア) 170号通知第3、1(5)イに定める異なる住戸等の開口部間の水平距離の制限は、当該開口部の上端からの垂直距離が上方1.5m(相互の住戸等の開口部にはめ殺しの甲種防火戸又は乙種防火戸が設けられているもの)にあつては0.9m未満の範囲にある開口部を対象とするものであること。

(イ) 170号通知第3、1(5)イウに定める異なる住戸等の開口部間の垂直距離の制限は、当該開口部の横端からの水平距離が、同一壁面上にあるものにあつては、0.9m未満、異なる壁面上にある

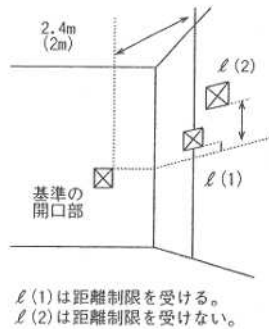
◇ 特定共同住宅・共同住宅特例

ものにあつては2.4m(相互の住戸等の開口部にはめ殺しの甲種防火戸又は乙種防火戸が設けられているものにあつては2m)未満の範囲にある開口部を対象とするものであること。

同一壁面上の場合



異なる壁面上の場合



(ウ) 同一壁面上の開口部相互が0.5m以上突出した耐火構造のひさし、そで壁等で防火上有効にさげられている場合にあっては、170号通知第3、1(5)(イ)イに定める水平距離の制限及び同ウに定める垂直距離の制限は受けないものであること。

- (3) 光庭に面して給湯沸湯器を設ける船の取扱い
光庭に面して給湯沸湯設備を設ける場合は、次によること。
ア 170号通知第3、1(5)(イ)ア(ア)に定める光庭又はこれと同等以上の開放性を有する光庭に限ること。
イ 設置するガス給湯沸湯設備の具備条件
ウ 設置方法
(ア) 壁貫通部は、不燃材料で埋め戻すこと。
(イ) 配管は、金属製のものを使用すること。

3 住戸用自火報について

- (1) 住戸用自火報の感知器及び受信機は消防法第21条の9第1項の表示を付したものであること。
- (2) 住戸内に設ける煙感知器のうち、受信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第19号)第6条第4項ただし書の適用を受けるP型3級受信機又はG P型3級受信機に接続するものにあつては、「住戸用」と表示されているものを使用するものであること。ただし、復旧機能(手動のものを含む。)を有するものに接続する煙感知器にあつては、この限りでない。
- (3) 各住戸に住戸用自火報を設けない方法により11階以上の階の住戸及び10階以下の階に自動火災報知設備を設けることとしても、170号通知に定める住戸用自火報の代替とはならないものであること。
- (4) 170号通知第3、1(6)(ア)に定める居室とは、居間、寝室及び食事室をいい、便所、浴室、脱衣室、ボイラー室、収納室(押入、納戸室等をいう。以下同じ。)、廊下等は除かれるものであること。
ただし、収納室のうち4㎡以上のものは、居室とみなすものとする。
- (5) 玄関が、アルコーブの部分に存するものについては、戸外表示器を、当該アルコーブの部分に設置す

ることができるものであること。

- (6) 戸外表示器の火災表示灯は、次に適合するものであること。

ア 赤色であること。

イ 概ね3m離れた位置において明確に識別できる明るさを有すること。

4 誘導灯について

開放廊下に接して設けられる階段の出入口及びその附室が出入口には、避難口誘導灯は必要ないものであること。

5 連結送水管及び非常コンセント設備について

連結送水管及び非常コンセント設備を階段室型共同住宅等に設置する場合にあつては、消防法施行令(以下「令」という。)第29条第2項及び令第29条の2第2項の規定にかかわらず、各階段室ごとに、連結送水管の放水口にあつては3階、非常コンセントにあつては11階に設置するとともに、それぞれ当該階から3階層(メゾネット型にあつては1住戸1階層とみなす。)以内ごとで、かつ、各部分から連結送水管の放水口又は非常コンセントまでの歩行距離が50m以下となるように設けること。

附則

- 1 本通知のうち、1、2及び5に掲げる事項については、昭和消防安第49号通知(以下「49号通知」という。)に係る共同住宅等についても適用するものであること。

この場合において、1中「床面積150㎡以内ごと」と、170号通知第3、1(4)とあるのは、「床面積100㎡以内ごと」と、49号通知第1、1(1)ア、イ、ウ、及びオ」と読み替えるものとする。

- 2 49号通知から、K型火災警報器の規定が削除されたことに伴い、「共同住宅用継電器等の自主管理のための試験について」(昭和51年4月22日付け消防安第80号)は、廃止するものとする。

また、49号通知が適用される共同住宅等については、昭和61年12月5日までに、K型火災警報器を使用することとして、新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中のもの、建築確認を受けたもの又は設計が完了して事前相談を行っているものについては、K型火災警報器を使用することができるものであること。

なお、すでに共同住宅等に設置されているK型火災警報器に係る交換部品等については、その品質、性能等を確保するために、当分の間、引き続き(社)日本火災報知機工業会において自主的に試験を行い、試験に合格したものについては、その旨の表示が付されることとなっている。

- 3 49号通知を適用することができることとされる共同住宅等の住戸のうち、170号通知第3、1(6)の基準により住戸用自火報を設けた住戸であつて、当該住戸の直たる出入口が面する廊下又は階段室の当該住戸に接する部分(以下「住戸周辺部分」という。)が次に適合するものにあつては、49号通知第1、1(1)イ、ウ、オ及び力並びに4及び5(これらの規定を引用する規定も含む。)の規定を適用せず、当該住戸及び住戸周辺部分の防火区画、区画面積、住戸用自火報、自動火災報知設備、非常警報設備並びに誘導灯及び誘導標識に関し、170号通知の該当する規定に準じて取扱うことができるものであること。

- (1) 住戸周辺部分が、それぞれ次の(ア)又は(イ)に適合すること。

(ア) 廊下

ア 他の建築物が近接しておらず、周囲への開放性が十分確保されていること。

イ 手すり等(さく、金網等開放性のあるものを除く。以下同じ。)がある場合、外壁面の直接外気が流通する部分の面積が当該住戸の当該廊下に面する見付け面積の3分の1を超えること。

ウ 直接外気が流通する部分について、手すり等の上端から小梁、たれ壁等の下端までの高さは1m以上であること。

エ 廊下の外壁面に下方へ小梁、たれ壁等を設け

る場合は、天井面から小梁、たれ壁等の下端までの高さは30cm以下であること。

オ 直接外気が流通する部分について、防風スクリーン等を設ける場合は、スクリーン等の幅を2m以下とするとともに、相互に1m以上離して設けること。

(イ) 階段室

ア 他の建築物が近接しておらず、周囲への開放性が十分確保されていること。

イ 屋内避難階段等の部分を定める告示(昭和48年6月1日付け消防庁告示第10号)に適合するものの部分であること。

(2) 170号通知第3、1(2)に定める二方向避難が可能であること。

(3) 49号通知において自動火災報知設備を設置することとなる部分においては、住戸用自火報及び自動火災報知設備を170号通知第3、2(4)(イ)に準じて措置すること。

4 170号通知第3、1に適合する共同住宅等にあつては、高層建築物であっても、当該共同住宅等の住戸部分に使用されるじゅうたん等が、令第4条の3第3項の対象とならないものであること。

○ 共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について(220号通知) ★

平成9年3月27日新消指第1945号消防局長

このことについては、「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」(昭和50年5月1日付け消防予第49号消防庁予防課長通知。以下「49号通知」という。)及び「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」(昭和61年12月5日付け消防予第170号消防庁予防課長通知。以下「170号通知」という。)等に基づき運用してきたところです。

しかし、共同住宅等の高層化、大規模化あるいは複合用途化等の進展により、現行基準の想定する形態とは異なってきたこと、また、特例適用を受けている共同住宅等からの火災による死者の発生状況等から、新たな「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」(平成7年10月5日付け消防予第220号消防庁予防課長通知)が示されたところです。

このことから、本市における特例基準を別添のとおり定めたので、下記事項に留意され、適切に運用されるよう通知します。

記

1 運用上の留意事項

(1) この特例基準は、共同住宅等の建築構造等が一定の要件(二方向避難、耐火構造、住戸等間の防火区画、開口部の防火措置等)を備えている場合における、廊下又は階段等の開放性の確保状況に応じて、消防用設備等の設置に係る特例が認められるものであること。

(2) 特例基準に掲げる共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備は、消防用設備等に含まれるものであり、消防法第17条の3の2、第17条の3の3及び第17条の14が適用されるものであること。

2 運用開始日

運用開始は、平成9年4月1日とする。

3 既存防火対象物の取扱い

(1) 運用開始日において、49号通知及び170号通知が適用されている既存の共同住宅等であつて、これらの通知による基準に適合しているものについては、引き続きこれらの通知に基づく特例を認めるものであること。

(2) 49号通知及び170号通知が適用されている既存の共同住宅等で、平成9年4月1日以降に増築、改築等が行われた場合にあつても、これらの通知による基準に適合するものについては、引き続きこれらの通知に基づく特例を認めることができるものであること。

4 その他

この通知を適用しない共同住宅等のうち消火器、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置義務を有するものに対して、建築構造上の要件を満たす場合にあつては、これらの設備の代替として住宅用消火器、共同住宅用スプリンクラー設備又は共同住宅用自動火災報知設備を設置することができるものであること。

別添

共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例第1 趣旨

この基準は、一定の構造要件等を備えた共同住宅等に、消防法施行令(以下「令」という。)第32条を適用する際の消防用設備等の技術上の基準の特例を定めたものである。

第2 用語の意義

この基準における用語の意義は、次のとおりとする。

1 住戸等とは、住戸(寝室、宿泊室等の部分を含む。以下同じ。)、共用室、管理人室、倉庫、機械室、電気室その他これらに類する室をいう。

2 共用室とは、居住者の集会、遊戯等の用に供する室をいう。

3 共用部分とは、廊下、階段、エントランスホール、エレベーターホール、駐車場等の住戸等以外の部分で居住者が共用する部分をいう。

4 階段室等とは、避難階又は地上に通ずる直通階段及びその階段室をいう。

5 二方向避難とは、住戸、共用室及び管理人室について、地上又は避難階に通ずる安全な避難のための経路を2以上確保することにより、出火場所がどこであっても、少なくとも一つの経路を安全に利用して避難できることをいい、別紙1「二方向避難の判断基準」に定めるものをいう。

6 開放型の廊下及び階段室等とは、直接外気に開放され、かつ、住戸等の火災時に発生する煙を有効に外気に排煙できる廊下及び階段室等で、別紙2「開放型の廊下及び階段室等の判断基準」に定めるものをいう。

7 非開放型の廊下及び階段室等とは、直接外気に開放されていない、又は住戸等の火災時に発生する煙を有効に外気に排煙できない廊下及び階段室等をいう。

8 二方向避難・開放型共同住宅等とは、すべての住戸、共用室及び管理人室について、二方向避難が確保され、かつ、その主たる出入口が開放型の廊下及び階段室等に面する共同住宅等をいう。

9 二方向避難・非開放型共同住宅等とは、すべての住戸、共用室及び管理人室について、二方向避難が確保され、かつ、その主たる出入口の全部又は一部が非開放型の廊下及び階段室等に面しているものをいう。

10 階段室型共同住宅等とは、すべての住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が階段室等に面する共同住宅等をいい、個々の階段室等を連結する廊下を有するものを含むものとする。

11 廊下型共同住宅等とは、すべての住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が階段室等以外の廊下等の通路に面する共同住宅等をいう。

12 光庭とは、採光のために設ける屋根のない吹き抜け状の空間をいう。

13 特定光庭とは、光庭に面する住戸等において火災が発生した場合に、当該住戸等の光庭に面する開口部からの火煙が上階に位置する住戸等に対して、影響を与えるおそれのあるもので、別紙3「特定光庭の判断基準」に定めるものをいう。

14 共同住宅用スプリンクラー設備とは、共同住宅等の構造、利用状態等を勘案して、その消火、警報、維持管理等に適した性能、機能等を有する閉鎖型スプリンクラーヘッドを使用するスプリンクラー設備で、別紙4「共同住宅用スプリンクラー設備の設置

◇ 特定共同住宅・共同住宅特例

基準」に適合するものをいう。

15 共同住宅用自動火災報知設備とは、共同住宅等の構造、利用状態等を勘案して、その感知、警報、維持管理等に適した性能、機能等を有する自動火災報知設備で、別紙 5「共同住宅用自動火災報知設備の設置基準」に適合するものをいう。

16 住戸用自動火災報知設備とは、共同住宅等の構造、利用状態等を勘案して、その感知、警報、維持管理等に適した性能、機能等を有する自動火災報知設備で、別紙 6「住戸用自動火災報知設備の設置基準」に適合するものをいう。

17 共同住宅用非常警報設備とは、共同住宅等の構造、利用状態等を勘案して、その警報、維持管理等に適した性能、機能等を有する非常警報設備で、別紙 7「共同住宅用非常警報設備の設置基準」に適合するものをいう。

第 3 特例適用の要件

この基準を適用することができる共同住宅等は、次のとおりとする。

1 防火対象物の要件

防火対象物は、次のいずれかに該当するものであること。

(1) 令別表第 1(5)項口に掲げる防火対象物（寄宿舎、下宿又は共同住宅）

(2) 令第 8 条の規定により令別表第 1(5)項口に掲げる防火対象物とみなされるもの

2 建築構造上の要件

共同住宅等は、次に定める建築構造上の要件に適合するものであること。

(1) 主要構造部が耐火構造であること。

(2) 共用部分の壁及び天井（腰壁、階段の軒裏等を含む。）の仕上げが不燃材料又は準不燃材料であること。

なお、吹付塗装等を施す場合は、吹付材等についても不燃材料又は準不燃材料と同等の材料として建設大臣の認定を受けたもの又はこれと同等以上の防火性能を有するものであること。

(3) 住戸等と住戸等及び住戸等と共用部分とは、次により防火区画されていること。

なお、防火区画等については、「令 8 区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて」（平成 7 年 3 月 31 日付け消防予第 53 号消防庁予防課長通知）によること。

ア 住戸等と住戸等との区画

開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

イ 住戸等と共用部分との区画

耐火構造の床若しくは壁又は甲種防火戸若しくは乙種防火戸で区画されていること。この場合において、開口部の構造等は、次によること。

(ア) 主たる出入口に設けられるものについては、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものであること。

(イ) 換気口その他これらに類するもののうち直径 150mm 以上のもの又は非開放型の廊下及び階段室等に面するものについては、火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するダンパーが設けられていること。

(ウ) 非開放型の廊下及び階段室等に面する住戸等（スプリンクラー設備が設置されているものを除く。）については、開口部の面積の合計が一つの住戸等につき 4 m²（共用室にあつては、8 m²）以下であり、かつ、一つの開口部の面積が 2 m²以下であること。

ウ 住戸等の外壁の開口部は、他の住戸等の外壁の開口部と幅が 90cm 以上の耐火構造の壁又は外壁面から 50cm 以上突き出した耐火構造のひさし、床、そで壁その他これらに類するもので、防火上有効に遮られていること。

(4) 特定光庭に面する開口部には、別紙 8「特定光庭に面する開口部の防火措置」に適合する防火措

置がとられていること。

第 4 消防用設備等の特例

共同住宅等の区分に応じた令第 32 条の適用は、次のとおりとする。

1 二方向避難・開放型共同住宅等

(1) 消火器具

消防法施行規則（以下「規則」という。）第 6 条の規定にかかわらず、次により設置することができるものとする。

ア 住戸、共用室及び管理人室ごとに住宅用消火器を設置すること。

イ 住戸、共用室及び管理人室以外の部分（住戸、共用室及び管理人室の出入口から歩行距離が 20m 以内の廊下及び階段室等を除く当該部分の各部分）から一つの消火器具に至る歩行距離が 20m 以下となるように消火器具を設置すること。

(2) スプリンクラー設備

ア スプリンクラー設備は、共同住宅用スプリンクラー設備とすること。

イ 次に適合する部分には、令第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、スプリンクラー設備を設置しないことができるものとする。

(ア) 住戸及び管理人室の厨房等（厨房（住宅用自動消火装置により有効に防護されている部分を除く。）、居室及び収納室（納戸等で 4 m² 以上のもの）をいう。（イ）において同じ。）にあつては、壁等（壁及び天井（天井がない場合は、上階の床又は屋根）の室内の面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）をいう。（イ）において同じ。）の仕上げを不燃材料又は準不燃材料としたもの

(イ) 共用室の厨房等にあつては、すべてに適合するもの

a 壁等の仕上げを不燃材料又は準不燃材料としたもの

b 共用室その他の部分（開放型の廊下及び階段室に面する部分を除く。）を区画する壁に設けられる開口部は、規則第 13 条第 1 項第 1 号口及びハの規定に適合するもの

(ウ) 住戸、共用室及び管理人室以外の部分

(3) 自動火災報知設備

ア 自動火災報知設備は、共同住宅用自動火災報知設備とすること。

なお、次に該当する場合は、それぞれに定めるところによる。

(ア) 地階を除く階数が 10 以下の共同住宅等にあつては、住戸用自動火災報知設備を設置することができる。ただし、直接外気に開放されている共用部分には、共同住宅用非常警報設備が設置されているものであること。

(イ) 地階を除く階数が 5 以下の共同住宅等で、次のすべてに該当する場合は、自動火災報知設備を設置しないことができる。

a 共用部分に共同住宅用非常警報設備が設置されていること。

b 住戸等と共用部分との区画に設ける開口部の面積の合計が一つの住戸等につき 4 m²（共用室にあつては、8 m²）以下であり、かつ、一つの開口部の面積が 2 m²以下であること。

イ アの規定にかかわらず、共同住宅用スプリンクラー設備を設置した住戸、共用室及び管理人室には、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。

(4) 誘導灯及び誘導標識

採光上有効で、かつ、開放型の廊下及び階段室部分には、令第 26 条第 1 項の規定にかかわらず誘導灯及び誘導標識を設置しないことができるものとする。

(5) 屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警

報器具及び非常警報設備並びに避難器具については、令第11条第1項及び第2項、第19条第1項及び第2項、第20条第1項及び第2項、第23条第1項、第24条第1項から第3項まで並びに第25条第1項の規定にかかわらず、これらの設備を設置しないことができるものとする。

2 二方向避難・非開放型共同住宅等

(1) 消火器具

1、(1)を準用する。

(2) 屋内消火栓設備

ア 令第11条第3項の規定に基づき、屋内消火栓設備を設置すること。

イ すべての住戸、共用室及び管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備が設置されている階にあっては、令第11条第1項の規定にかかわらず、屋内消火栓設備を設置しないことができるものとする。

(3) スプリンクラー設備

ア スプリンクラー設備は、共同住宅用スプリンクラー設備とすること。

イ 住戸、共用室及び管理人室以外の部分には、令第12条第1項の規定にかかわらず、スプリンクラー設備を設置しないことができるものとする。

(4) 自動火災報知設備

ア 自動火災報知設備は、共同住宅用自動火災報知設備とすること。

なお、次に該当する場合は、それぞれに定めるところによる。

(ア) 地階を除く階数が5以下の共同住宅等にあっては、住戸用自動火災報知設備を設置することができる。ただし、直接外気に開放されている共用部分には、共同住宅用非常警報設備が設置されていること。

(イ) 地階を除く階数が2以下の共同住宅等で、次のすべてに該当する場合は、自動火災報知設備を設置しないことができる。

a 共用部分に共同住宅用非常警報設備が設置されていること。

b 住戸等と共用部分との区画に設ける開口部の面積の合計が一つの住戸等につき4㎡(共用室にあっては、8㎡)以下であり、かつ、その開口部の面積が2㎡以下であること。

イ アの規定にかかわらず、共同住宅用スプリンクラー設備を設置した住戸、共用室及び管理人室には、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。

(5) 屋外消火栓設備、動力消防ポンプ、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報器具及び非常警報設備並びに避難器具については、令第19条第1項及び第2項、第20条第1項及び第2項、第23条第1項、第24条第1項から第3項まで並びに第25条第1項の規定にかかわらず、これらの設備を設置しないことができるものとする。

第5 その他

1 共同住宅等のうち独立した用途に供される部分の取扱い

共同住宅等のうち、「令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い」(昭和50年4月15日付け消防予第41号消防庁予防課長通知)記、1、(2)に定める「独立した用途に供される部分に該当する部分については、住戸とみなして第4を適用するものとする。

この場合において、当該部分は、床面積150㎡以内ごとに、第3、2、(3)に規定する防火区画がされているものであること。

2 階数の算定方法

(1) 令第8条に規定する区画により他の用途の防火対象物とみなされる階を有する共同住宅等の階の算定については、当該他の用途の防火対象物とみなされる階を含めるものであること。

(2) スキップ型又はメゾネット型の共同住宅等の階

数は、各住戸ごとによるものではなく、各階単位によるものであること。

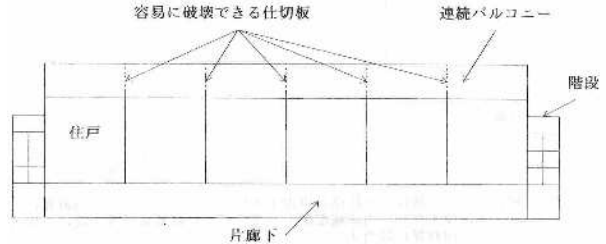
別紙 1

二方向避難の判断基準

「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例」(平成7年消防予第220号通知)第2、5に規定する二方向避難の判断基準は、次のとおりとする。

1 二方向避難が可能な住戸等(住戸、共用室及び管理人室に限る。以下同じ。)かどうかについては、次の例を踏まえて判断するものとする。

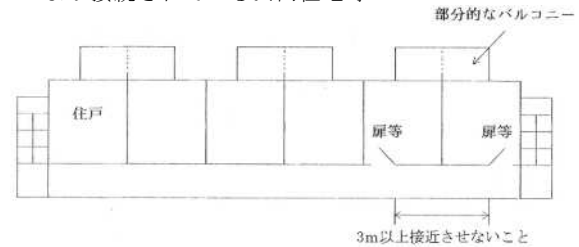
(1) 片廊下型(連続したバルコニー、両端に2の階段) 同一階の各住戸等の主たる出入口が面する片廊下の両端部にそれぞれ階段を配し、かつ、各住戸等を連続するバルコニーを設けた共同住宅等



判定：二方向避難に該当する。

(2) 片廊下型(部分的に連続したバルコニー、両端に2の階段)

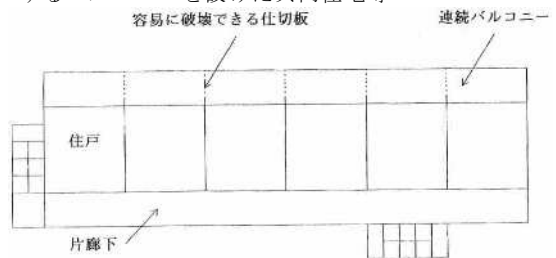
同一階の各住戸等の主たる出入口が面する片廊下の両端にそれぞれ階段を配し、かつ、各住戸等が少なくとも隣接する一の住戸等とバルコニーにより接続されている共同住宅等



判定：二方向避難に該当する。ただし、バルコニーを共用する2住戸について、出入口の扉等の開口部をバルコニーの接続部の廊下側に接近して設ける場合(注3)は、各バルコニーに避難器具(避難器具用ハッチに組み込まれた救助袋又は金属製避難はしごに限る。)又はこれと同等以上の安全な経路(以下「避難器具等」という。)を設けない限り、二方向避難に該当しない。

(3) 片廊下型(連続したバルコニー、2の階段のうち1が端部に)

同一階の各住戸等の主たる出入口が面する片廊下に2以上の階段が設けられ、片廊下の端部に少なくとも一の階段が配置され、かつ、各住戸等を連続するバルコニーを設けた共同住宅等



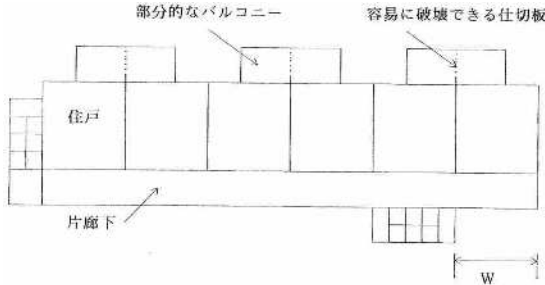
判定：Wについて、階段への経路が重複する住戸が1戸なら、二方向避難に該当する。2戸以上なら、当該端部側のバルコニーに避難器具

◇ 特定共同住宅・共同住宅特例

具等を設けた場合に限り、二方向避難に該当する。

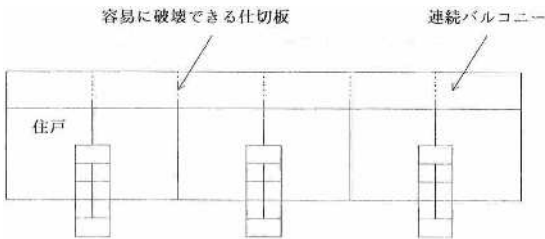
- (4) 片廊下型（部分的に連続したバルコニー、2の階段のうち1が端部に）

同一階の各住戸等の主たる出入口は面する片廊下に2以上の階段が設けられ、片廊下の端部に少なくとも一の階段が配置され、かつ、各住戸等が少なくとも隣接する一の住戸等とバルコニーにより接続されている共同住宅等



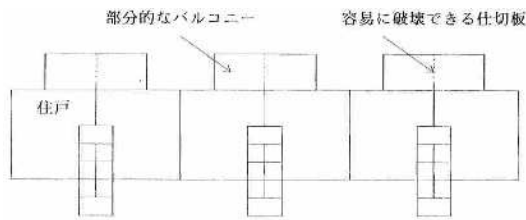
判定：Wについて、(3)と同様の扱いとする。ただし、経路が重複する住戸が1戸であってもバルコニーを共用する2住戸について、出入口の扉等の開口部をバルコニーの接続部の廊下側に接近して設ける場合（注3）は、各バルコニーに避難器具等を設けない限り、二方向避難に該当しない。

- (5) 階段室型（連続したバルコニー）
各住戸等を連続するバルコニーを設けた共同住宅等



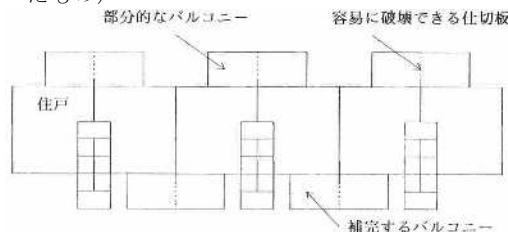
判定：二方向避難に該当する。

- (6) 階段室型（部分的に連続したバルコニー）



判定：原則として二方向避難に該当しない。ただし、各バルコニーに避難器具等を設けた場合に限り、二方向避難に該当する。

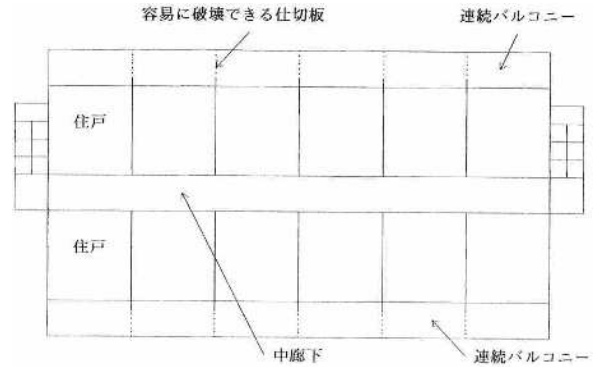
- (7) 階段室型（部分的に連続したバルコニーであるが、反対側に経路を補完するバルコニーを併設したもの）



判定：二方向避難に該当する。

- (8) 中廊下型（連続したバルコニー）

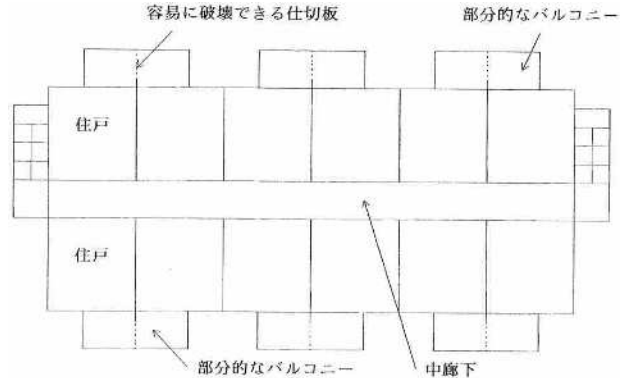
同一階の各住戸等の主たる出入口が面する中廊下の両端部にそれぞれ階段を配し、かつ、各住戸等を連続するバルコニーを設けた共同住宅等



判定：二方向避難に該当する。

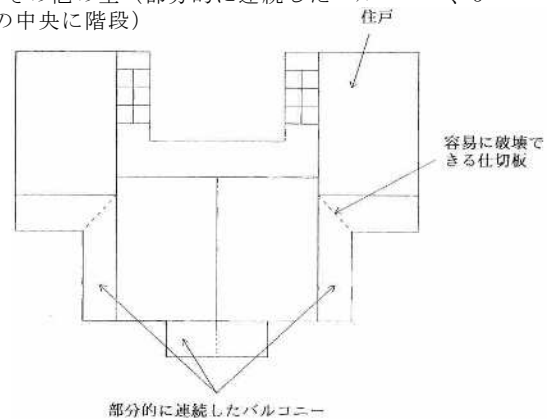
- (9) 中廊下型（部分的に連続したバルコニー）

同一階の各住戸等の主たる出入口が面する中廊下の両端部にそれぞれ階段を配し、かつ、各住戸等が少なくとも隣接する一の住戸等とバルコニーにより接続されている共同住宅等



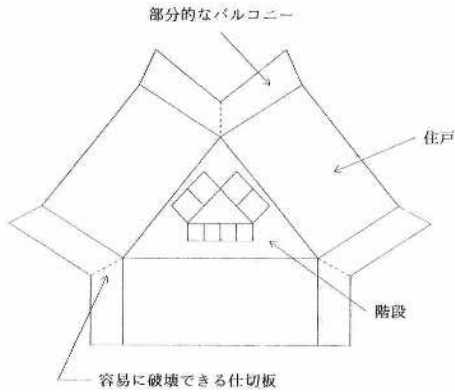
判定：原則として二方向避難に該当しない。ただし、各バルコニーに避難器具等を設けた場合に限り、二方向避難に該当する。

- (10) その他の型（部分的に連続したバルコニー、3戸の中央に階段）



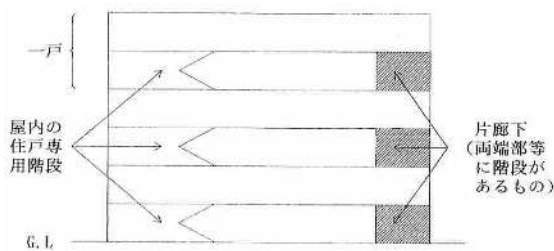
判定：(9)と同様の扱いとする。

(11) その他の型（部分的に連続したバルコニー、中央に2の階段）



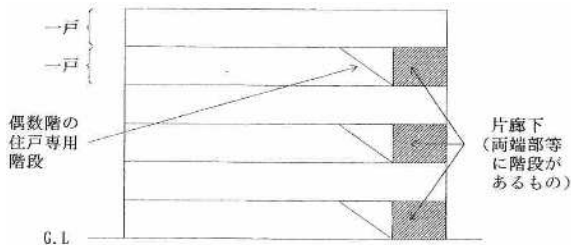
判定：二方向避難に該当する。

(12) その他の型（奇数階が片廊下型のメゾネット型）



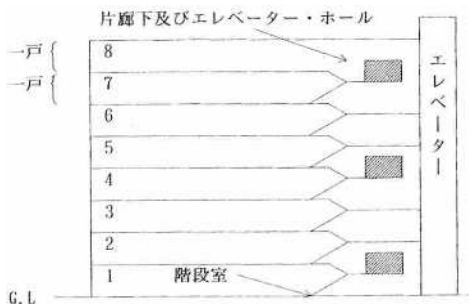
判定：奇数階における住戸、階段室、廊下及びバルコニーの配置により、(1)、(2)、(3)又は(4)と同様の扱いとする。

(13) その他の型（奇数階が片廊下型のスキップ型）



判定：奇数階における住戸、階段室、廊下及びバルコニーの配置により、(1)、(2)、(3)又は(4)と同様の扱いとする。

(14) その他の型（階段室型で3階ごとのスキップ型）



判定：各階における住戸、階段室及びバルコニーの配置により、(5)、(6)又は(7)と同様の扱いとする。

(注) 1 図示の各例は、有効な避難経路として、バルコニー等を経由する1住戸以上隔てての住戸等内通過の原則により判定しているもので、連続した住戸等数が3以下の場合、図例に準じて個々に判定する必要があること。

2 図示の各例は、原則として2の階段を有する共同住宅等であるが、1の階段及び避難器具等を有する共同住宅等についても、二方向避難を確保できる場合があるので、図例に準じて判定すること。

3 (2)及び(4)の「接近して設ける場合」とは、バルコニー等を共用する異なる住戸等の界壁の直近の開開口部（浴室のバランス釜の給排気口、甲種防火戸により常時閉鎖状態を保持したメーターボックス等又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖する防火ダンパーを設けた開口部を除く。）相互間の距離が3m以下の場合をいうものであること。

2 バルコニー等

(1) バルコニー等の有効幅員は、60cm以上であること。

(2) 避難経路となるバルコニー等が、隣接住戸等間で仕切板等によって仕切られている場合、当該仕切板等は、幅60cm以上、高さ80cm以上で避難の際、容易に開放、除去又は破壊できる等避難上支障のない構造のものであり、かつ、見やすい箇所に次の事項が明示されているものであること。（例：石綿シート板4mm以下）

ア 避難経路である旨

イ 避難の際の使用法

ウ 仕切板等の付近に避難に支障となる物品を置くことを禁ずる旨

3 避難器具等

傾斜地に建築されているため、共同住宅等の上階がセットバックしている等の構造的要因により、避難器具用ハッチに組み込まれた救助袋又は金属製避難はしごが設置できない住戸等については、安全、かつ、容易に避難できると認められる場合は、これら以外の避難器具を設置することができるものであること。

4 メゾネット型の住戸及び共用室にあっては、主たる出入口を経由する経路以外の避難経路を各階ごとに1以上確保したものであること。

別紙 2

開放型の廊下及び階段室等の判断基準

「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例」（平成7年消防予第220号通知）第2、6に規定する開放型の廊下及び階段室等の判断基準は、次のとおりとする。

なお、当該廊下又は階段室等が、隣地境界線若しくは他の建築物等の外壁との中心線から1m以下の距離にある場合又は特定光庭に面している場合は、開放型の廊下又は階段室等に該当しないものであること。

1 開放型の廊下

次に掲げる区分に応じ、それぞれ定めるところによるものとする。

(1) 片廊下の一部に手すり、スクリーン等外気の流通を妨げる部分が設けられているもの
次に掲げる事項のすべてに適合すること。

ア 手すり等（さく、金網等開放性のあるものを除く。以下同じ。）がある場合、外壁面の直接外気が流通する部分の面積（廊下の両端部の面積を除く。）は、当該階の当該廊下に面する見付面積の3分の1を超えること。

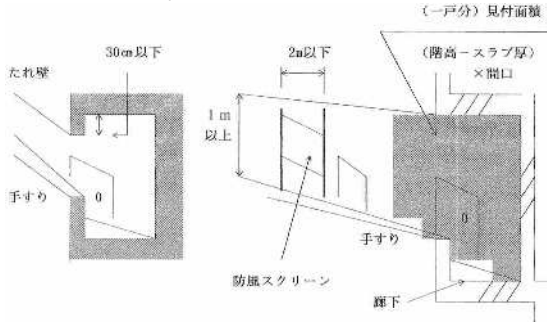
イ 直接外気が流通する部分について、手すり等の上端から小梁、たれ壁等の下端までの高さは1m以上であること。

ウ 廊下の外壁面に下方へ小梁、たれ壁等を設ける場合は、天井面から小梁、たれ壁等の下端までの高さは30cm以下であること。

エ 直接外気が流通する部分について、防風のため

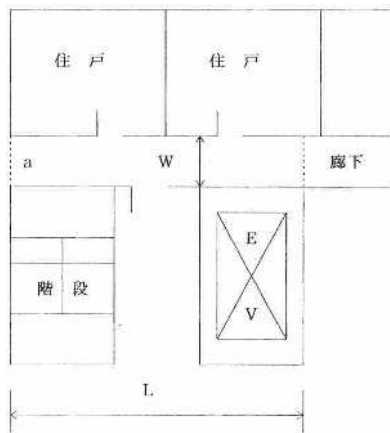
◇ 特定共同住宅・共同住宅特例

のスクリーン等をつける場合は、スクリーン等の幅を2m以下とするとともに、相互に1m以上離して設けること。



(2) 片廊下で廊下の一部に階段室、エレベーター等外気の流通を防げる部分が設けられているもの

(1)、アからエまでによるほか、Lは、8W以下で、かつ、12m以下であること。ただし、a部分が閉鎖されている場合のLは、4W以下で、かつ、6m以下とする。



L : 非開放の廊下部分の長さ
W : 非開放の廊下部分の幅
a : 非開放の廊下端部

2 開放型の階段室等

「消防法施行規則の規定に定める屋内避難階段等の部分を定める件」(昭和48年6月1日付け消防庁告示第10号)に適合する開口部を有するものとする。

3 避難階にエントランスホールその他これらに類するものが設けられ、当該階の廊下又は階段室が開放型とならない共同住宅等にあつては、当該階における避難に支障がなく、かつ、上階への煙の流入のおそれのない場合には、開放型の廊下又は階段室等とみなすものであること。

別紙3

特定光庭の判断基準

「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例」(平成7年消防予第220号通知)第2、13に規定する特定光庭の判断基準は、次のとおりとする。

1 特定光庭は、次に掲げる光庭部分の高さ(光庭の底部から頂部(パラベットの天端)までの距離をいう。以下同じ。)に応じて、それぞれに定めるものとする。

(1) 光庭部分の高さが15m以下のもの

各住戸等の光庭に面する外壁間の距離(光庭部分を介して対面する各住戸等の外壁間の距離をいい、各住戸等が廊下を介して光庭部分に面する場合は、光庭を介して対面する当該廊下の手すり、腰壁等の間の距離をいう。以下同じ。)が6m未満

(2) 光庭部分の高さが15mを超えるもの

各住戸等の光庭に面する外壁間の距離が、当該部分の高さの1/2.5の距離未満

ただし、光庭部分の上昇温度が次式を満たす場合は、特定光庭に該当しないものとする

ができる。

$\Delta T \leq 4^\circ\text{C}$

ΔT は、光庭部分の上昇温度であつて、次の式により求めた値(単位 $^\circ\text{C}$)

$$\Delta T = 2.06 \alpha \frac{Q^{2/3}}{D^{5/3}}$$

α は、次により求めた値

$$\alpha = 1.2 + \frac{1.32}{r + 0.66}$$

r は、給気口率であつて、次の式により求めた値(単位%)

$$r = \frac{A'}{A} \times 100$$

A' は、光庭部分に面して常時開放された給気口の面積(単位 m^2)

A は、光庭部分の最小水平投影面積(単位 m^2)

Q は、光庭部分に面する各住戸等について、次の式によりそれぞれ求めた発熱速度の最大值(単位KW)

$$Q_x = 400 (a_1 \sqrt{h_1} + a_2 \sqrt{h_2} + \dots + a_n \sqrt{h_n})$$

Q_x は、光庭部分に面する一の住戸等の発熱速度(単位KW)

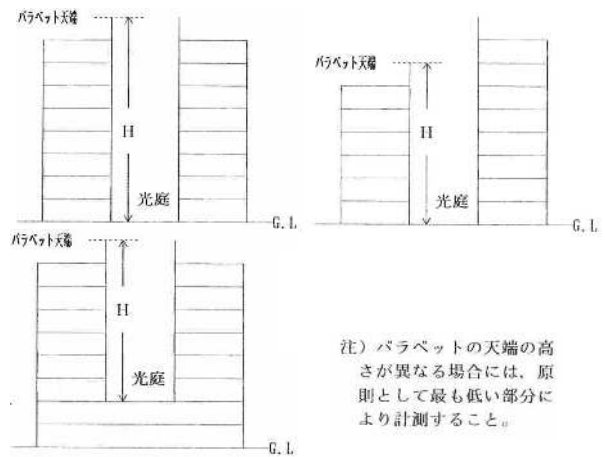
$a_1 \sim a_n$ は、当該住戸等の開口部のうち光庭部分に面するものの面積(単位 m^2)

$h_1 \sim h_n$ は、当該住戸等の開口部のうち光庭部分に面するもの高さ(単位m)

D は、各住戸等の光庭に面する外壁間の距離(単位m)

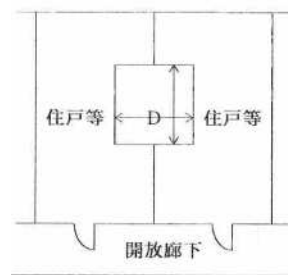
2 光庭部分の高さ

「光庭部分の高さ」の測定方法は、下図を参考にして判断するものとする。(下図のH)



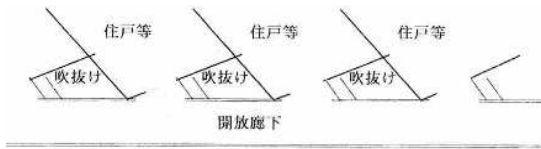
3 外壁間の距離

「外壁間の距離」の測定方法は、下図を参考にして判断するものとする。(下図のD)



4 共同住宅等に存する光庭又は吹き抜け状の空間が、特定光庭に該当する形状かどうかについては、次の例を参考にして判断するものとする。

(1) 特定光庭に該当しない場合



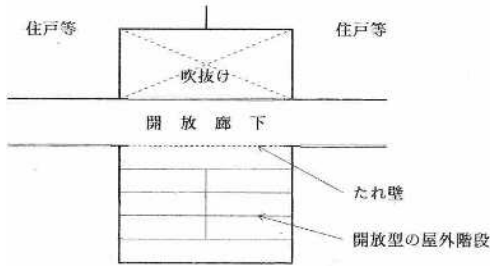
判定：開放型の廊下に接する吹抜けの部分について、当該廊下の手すり等の上端から小梁、たれ壁等の下端までの高さが1m以上であれば、特定光庭に該当しない。

(2) 特定光庭に該当しない場合



判定：開放型の廊下に接する吹抜けの部分について、当該廊下の手すり等の上端から小梁、たれ壁等の下端までの高さが1m以上であれば、特定光庭に該当しない。

(3) 特定光庭に該当しない場合



判定：開放型の屋外階段に接する吹抜けの部分については、特定光庭に該当しない。

別紙 4
共同住宅用スプリンクラー設備の設置基準

「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例」（平成7年消防予第220号通知）第2、14に規定する共同住宅用スプリンクラー設備の設置基準は、次のとおりとする。

1 スプリンクラーヘッド

- (1) 小画面型ヘッド（閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第2号）第2条第1号の2に規定するものをいう。）1種のヘッドを用いること。
- (2) スプリンクラーヘッドは、各住戸、共用室及び管理人室の厨房（住宅用自動消火装置により有効に防護されている部分を除く。）、居室及び収納室（納戸等で4㎡以上のものをいう。）に設けるものとする。
- (3) 天井に、その部分から一のスプリンクラーヘッドまで水平距離が2.6m以下となるように設けること。
- (4) 外部から衝撃が加わるおそれのある場所に設置する場合には、当該ヘッドを天井埋め込み式のものとする等、外部から衝撃が加わらないための保護措置を講ずること。
- (5) その他、規則第13条の3第2項（第1号を除く。）及び第14条第1項第7号の規定の例によること。

2 制御弁

- (1) 各住戸、共用室又は管理人室ごとに設けること。
- (2) パイプシャフト等外部から操作でき、かつ、外部の者に容易にいたずらされない場所に設け、どの住戸、共用室又は管理人室用のものか区別できるよ
- (3) 閉止時には、当該制御弁に係る配管系の表示器の

- (4) 表示器は、住戸、共用室又は管理人室外の住棟受信機等から点灯できるよう措置された場合を除き、電源停止時に1時間以上(3)に規定する点滅ができるよう措置されていること。

3 自動警報装置

- (1) スプリンクラーヘッドの開放により信号を発するものとする。
- (2) 発信部は、各住戸、共用室又は管理人室ごとに設けるものとする。
- (3) 受信部は、表示装置又は住棟受信機等とする。
- (4) 自動警報装置の2次側の配管には、規則第14条第1項第5号の2ロに定める末端試験弁に準じて、試験弁を設けること。
- (5) その他、規則第14条第1項第4号ホの規定の例によること。

4 音声警報、スピーカー等

- (1) 住戸、共用室又は管理人室に共同住宅用自動火災報知設備が設置されていない場合における音声警報、スピーカー等については、次によること。
ア 音声警報機能等、警報範囲、メッセージ内容、スピーカー、戸外表示器等については、「別紙5 共同住宅用自動火災報知設備の設置基準」8、9（(1)、イに係る部分に限る。）、10及び11に定めるところに準じて措置すること。

イ メッセージの内容

スプリンクラーヘッドが開放した場合には、次に示すメッセージの例又はこれに準じるものとする。

「火事です。火事です。〇〇で火災が発生しました。安全を確認の上避難してください。」

〇〇には、住戸番号、共用室名等を挿入すること。なお、共同住宅等の形態から出火室が容易に特定できる場合にあっては、「この近所」とすることができ

- (2) 住戸、共用室又は管理人室に共同住宅用自動火災報知設備が設置されている場合における警報にあっては、省略することができる。

5 作動表示

- (1) 表示器は、次によること。
ア 住戸、共用室又は管理人室内のスプリンクラーヘッドが開放した場合に点滅するものであること。
イ その他、「別紙5 共同住宅用自動火災報知設備の基準」11（(1)、イを除く。）に定めるところによること。

ウ 当該住戸、共用室又は管理人室に共同住宅用自動火災報知設備が設けられる場合にあっては、当該戸外表示器の表示灯を共用できるものであること。

- (2) スプリンクラーヘッドが開放した旨の信号は、管理人室等に設置された表示装置において、受信できるように措置されていること。この場合における表示は、開放した旨及び開放した住戸、共用室又は管理人室の存する階又は階段室がわかるものであること。ただし、管理人室等に常時人がいない共同住宅等については、住民及び消防隊が開放表示を確認するのに支障のない場所に設けること。

なお、当該住戸、共用室又は管理人室に共同住宅用自動火災報知設備が設置されている場合にあっては、当該表示装置を住棟受信機とすることができること。この場合における表示は、火災表示と識別できるように措置されていること。

6 放水性能等

- (1) 4個のスプリンクラーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧が1kgf/cm²以上で、かつ、放水量が50リットル/分以上の性能のものとする。
- (2) 水源は、その水量が4立方m以上の量となるように設けること。
- (3) 加圧送水装置は、ポンプの吐出量を220リットル/分以上とするほか、令第12条第2項第6号並び

◇ 特定共同住宅・共同住宅特例

に規則第 14 条第 1 項第 5 号及び第 11 号（ハ、イ）を除く。）の規定の例によること。

7 送水口、非常電源、起動装置、操作回路の配線、配管及び貯水槽等

- (1) 送水口は、令第 12 条第 2 項第 7 号及び規則第 14 条第 1 項第 6 号の規定の例によること。ただし、単口形とすることができること。
- (2) 非常電源は、規則第 14 条第 1 項第 6 号の 2 の規定の例によること。この場合における表示・警報に要する非常電源の容量は、5 住戸分に相当する負荷に供給できるものとする。
- (3) 起動装置は、規則第 14 条第 1 項第 8 号イ、ロの規定の例によること。
- (4) 操作回路の配線及び住棟受信機への信号配線は、規則第 12 条第 1 項第 5 号の規定の例によること。
- (5) 配管は、初期火災の熱により機能に支障を生じない材料を用いるか又は機能に支障を生じない措置を講じるほか、規則第 14 条第 1 項第 10 号の規定の例によること。
- (6) 貯水槽等は、規則第 14 条第 1 項第 13 号の規定の例によること。

別紙 5

共同住宅用自動火災報知設備の設置基準

「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例」（平成 7 年消防予第 220 号通知）第 2、15 に規定する共同住宅自動火災報知設備の設置基準は、次のとおりとする。

1 共同住宅用自動火災報知設備の構成及び機能

共同住宅用自動火災報知設備の構成及び機能は、次のとおりとする。

- (1) 共同住宅用自動火災報知設備は、住棟受信機、中継器、P 型 3 級又は GP 型 3 級受信機、戸外表示器、感知器等から構成されること。
- (2) 住戸、共用室及び管理人室には、P 型 3 級又は GP 型 3 級受信機を設けること。
また、住戸、共用室及び管理人室に設ける感知器は、P 型 3 級又は GP 型 3 級受信機に直接又は中継器を介してこれらの受信機に接続されていること。この場合の P 型 3 級若しくは GP 型 3 級受信機又は中継器は、火災が発生した旨の警報を発するための信号を住棟受信機に移報する機能を有すること。
- (3) 住戸等（住戸、共用室及び管理人室を除く。）及び共用部分に設ける感知器は、住棟受信機に直接接続されていること。
なお、火災が発生した旨の警報を発するための信号を住棟受信機に移報する機能を有する P 型 3 級若しくは GP 型 3 級受信機又は中継器を住戸等（住戸、共用室及び管理人室を除く。）及び共用部分の適切な位置に設置する場合には、これらを介して住棟受信機に接続することができること。
- (4) 住棟受信機は、住戸、共用室、管理人室等に設置された P 型 3 級又は GP 型 3 級受信機から、火災が発生した旨の警報を発するための信号を受信した場合において、当該受信機が存する警戒区域に係る火災表示が行えるものであること。

2 警戒区域

警戒区域の階、面積及び一辺の長さは、令第 21 条第 2 項の規定の例によるものとする。

- ただし、次によることができるものとする。
- (1) メゾネット型住戸等の階数は 1 とみなすことができること。
 - (2) 警戒区域の面積は、1,500 m²以下とすることができること。
 - (3) 階段室型共同住宅等にあつては、一の階段室等に主たる出入口が面している住戸等及び当該階段室等を単位として、5 階以下ごとを一の警戒区域とすることができること。
 - (4) 廊下型共同住宅等にあつては、警戒区域の一辺の長さは 100m 以下とすることができること。
 - (5) 廊下型共同住宅等の階段室等は、それぞれ一の警

戒区域とすること。

3 感知器

(1) 設置場所

感知器は、次の場所に設けること。

- ア 住戸等の厨房、居室、収納室（納戸等で 4 m²以上のものをいう。）及び階段
- イ 共用室、管理人室、倉庫（4 m²以上のものをいう。）、電気室、機械室その他これらに類する室
- ウ 直接外気に開放されていない共用部分（常時外気に面する部分から概ね 5m 以上離れた部分をいう。）

(2) 感知器の種別及び設置

感知器の種別及び設置については、規則第 23 条第 4 項から第 7 項までの規定に準ずるほか、次によること。

- ア 住戸等内の感知器は、自動試験機能等対応型感知器（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 17 号）第 2 条第 19 号の 3 に規定されるものをいう。以下同じ。）とし、差動式スポット型若しくは補償式スポット型の感知器のうち 2 種のもの、定温式スポット型感知器のうち特種のもの（公称作動温度が 60 度又は 65 度のもの）、煙感知器のうち 2 種若しくは 3 種のもの若しくはこれらの種別を有する感知器又は規則第 23 条第 7 項に定めるところにより、これらの感知器の種別と同等に表示温度等を設定されたアナログ式感知器であること。ただし、住戸以外の部分に設ける感知器にあつては、自動試験機能等対応型感知器としないことができること。

- イ 規則第 23 条第 5 項の規定により煙感知器を設けなければならない場所（階段及びエレベーターの昇降路を除く。）には、差動式スポット型若しくは補償式スポット型の感知器のうち 1 種若しくは 2 種のもの、定温式スポット型感知器のうち特種のもの（公称作動温度が 60 度又は 65 度のもの）若しくはこれらの種別を有する感知器又は規則第 23 条第 7 項に定めるところによりこれらの感知器の種別と同等に表示温度等を設定されたアナログ式感知器を設けることで足りるものであること。

- ウ 共用部分の廊下又は通路に設置する熱感知器は、歩行距離 15m につき 1 個以上の個数を火災を有効に感知するように設けること。

- エ 共用部分の階段又は傾斜路に設置する感知器は、各階ごとに 1 個以上の個数を火災を有効に感知するように設けること。ただし、煙感知器を設ける場合にあつては、5 階までごとに 1 個以上の個数とすることができる。

4 中継器

中継器の設置は、規則第 23 条第 9 項の規定の例によること。

5 配線

配線は、次に定めるところによるほか、規則第 24 条第 1 号の規定に例によること。

- (1) 住棟受信機から P 型 3 級受信機又は GP 型 3 級受信機、戸外表示器及びスピーカー（共用部分に設けられるものに限る。）までの配線は、規則第 12 条第 1 項第 5 号の規定に準じて設けられていること。
- (2) 非常電源を外部から供給する方式の P 型 3 級受信機又は GP 型 3 級受信機に係る電線は、規則第 12 条第 1 項第 4 号ニの規定に準じて設けられていること。ただし、火災により直接影響を受けるおそれのない部分（不燃材料の床、壁、又は天井により隠蔽されている部分をいう。）に設置する電線にあつては、同項第 5 号の規定に準じて設けることで足りること。

6 住棟受信機

- (1) 住棟受信機は、規則第 24 条第 2 号の規定の例によること。ただし、管理室等に常時人がいない共同住宅等については、住民及び消防隊が火災表示等を確認するのに支障のない場所に設けること。

- (2) 同一敷地内に 2 棟以上の共同住宅等がある場合は、

火災対応が十分できる範囲内ごとに一の住棟受信機を設けることで足りるものであること。

7 電源及び非常電源

(1) 電源は、規則第 24 条第 3 号の規定の例によること。特に、GP 型 3 級受信機又は P 型 3 級受信機の電源にあつては、各住戸、共用室又は管理人室ごとに交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させないでとるとともに、未入居、長期間の不在等時に一般電源の開閉器が遮断された場合であっても、感知器及び戸外表示器等の機能に支障がないように措置されていること。

(2) 非常電源は、令第 21 条第 2 項第 4 号及び規則第 24 条第 4 号の規定の例によること。

なお、GP 型 3 級受信機又は P 型 3 級受信機の非常電源にあつては、当該受信機の電源が停止状態となった場合に、当該住戸、共用室又は管理人室に係る感知器、音声警報及び戸外表示器等の機能に支障がないよう措置されていなければならないこと。

また、音声警報にあつては、感知器が作動した住戸、共用室又は管理人室のみに発せられれば足りるものであること。

8 音声警報機能等

(1) 音声警報音の構成

音声警報音は、シグナル及びメッセージにより構成するものであること。

(2) シグナル等

シグナルは、非常警報設備の基準（昭和 48 年消防庁告示第 6 号）第 4、4、(2)によること。

(3) メッセージの内容

メッセージは、「感知器が作動した旨の警報」にあつては女声により、また、「火災が発生した旨の警報」にあつては男声によるものとし、9 に示す警報内容の例又はこれに準ずるものとする。

(4) 音声警報音の音質

音声警報音は、サンプリング周波数 8 キロヘルツ以上及び再生周波数帯域 3 キロヘルツ以上の AD-PCM 符号化方式による音声合成音又はこれと同等以上の音質及び信頼性を有するものであること。

(5) 音声警報音の構成

音声警報音による放送は、次によること。

ア 「感知器が作動した旨の警報」にあつては、火災が発生した旨の警報が発せられるまでの間又は警報の停止操作がされるまでの間、第 1 シグナル、感知器が作動した旨のメッセージ、1 秒間の無音状態の順に連続する警報を 1 単位として、これを連続して繰り返すものとする。

イ 「火災が発生した旨の警報」にあつては、第 1 シグナル、火災が発生した旨のメッセージ、1 秒間の無音状態、第 1 シグナル、火災が発生した旨のメッセージ、1 秒間の無音状態、第 2 シグナルの順に連続する放送を 1 単位とし、アの時間を含めて 10 分間以上連続して繰り返すものとする。

9 警報範囲、メッセージ内容等

感知器が作動した場合及び火災が確認された場合における警報範囲、メッセージ内容等については、次に掲げるとおりである。

(1) 住戸、共用室又は管理人室内の感知器が作動した場合

住戸、共用室又は管理人室内の感知器が作動した場合にあつては、「感知器が作動した旨の警報」及び「火災が発生した旨の警報」に分けて、それぞれのように警報を発すること。

ア 感知器が作動した旨の警報

(ア) 警報範囲 当該住戸、共用室又は管理人室のみ

(イ) メッセージ内容 「火災感知器が作動しました。確認して下さい。」

(ウ) 警報機能

a 火災の発生の有無を確認し、非火災報の場合には警報音停止スイッチ等を操作することにより、警報が停止すること。

b 移報停止の操作がされないで一定の時間経

過した場合、その他火災と判断できる信号が受信された場合には、火災が発生した旨の警報が発せられること。

イ 火災が発生した旨の警報

(ア) 警報範囲

a 当該出火住戸、共用室又は管理人室

b 廊下型共同住宅等

当該出火住戸、共用室又は管理人室が 2 階以上の場合にあつては出火階及びその直上階、1 階の場合にあつては出火階、その直上階及び地下、地階の場合にあつては出火階、その直上階及びその他の地下階

c 階段室型共同住宅等

当該出火住戸、共用室又は管理人室が所在する階段室等に面する住戸、共用室又は管理人室及び階段室等（開放型の階段室等に該当するものを除く。）で 5 階層以下を 1 ブロックとしてそのブロック及び直上ブロック

(イ) メッセージ内容

「火事です。火事です。〇〇で火災が発生しました。安全を確認の上避難して下さい。」

〇〇には、階、住戸番号又は共用室名等を入力すること。なお、共同住宅等の形態から出火室が容易に特定できる場合にあつては、「この近所」とすることができること。

(ウ) 警報機能

各住戸、共用室又は管理人室ごとに警報を停止することのできる機能を設けることができること。

ウ 火災の確認の判断方法

(ア) 感知器作動後一定の時間（2 分以上 5 分以下の範囲内で設定した時間）経過した場合

(イ) その他火災と判断できる信号が受信された場合

(2) 倉庫、機械室、電気室その他これらに類する室（以下「倉庫等」という。）又は共用部分（階段、エレベーター機械室等のたて穴部分を除く。以下この(2)において同じ。）の感知器が作動した場合

倉庫等又は共用部分の感知器が作動した場合にあつては、「感知器が作動した旨の警報」及び「火災が発生した旨の警報」に分けて、それぞれ次のように警報を発すること。

なお、この場合において、「火災が発生した旨の警報」が感知器の作動後 60 秒以内に発せられた場合にあつては、「感知器が作動した旨の警報」を省略することができること。

ア 感知器が作動した旨の警報

(ア) 警報範囲 当該感知器が設置されている倉庫等又は共用部分の警戒範囲

(イ) メッセージ内容

「〇〇の火災感知器が作動しました。確認して下さい。」

〇〇には、階、倉庫等の名称又は共用部分の名称を入力すること。なお、共同住宅等の形態から出火部分が容易に特定できる場合にあつては、「この近所」とすることができること。

(ウ) 警報機能

a 火災の発生の有無を確認し、非火災報の場合には警報音停止スイッチ等を操作することにより、警報が停止すること。

b 移報停止の操作がされないで一定の時間経過した場合には、火災が発生した旨の警報が発せられること。

なお、火災と判断できる信号が受信できる場合にあつては、当該信号により火災が発生した旨の警報が発せられること。

イ 火災が発生した旨の警報

(ア) 警報範囲

a 当該出火倉庫等又は共用部分

b 廊下型共同住宅等

当該出火倉庫等又は共用部分が 2 階以上の場合にあつては出火階及びその直上階、1 階

◇ 特定共同住宅・共同住宅特例

の場合にあっては出火階、その直上階及び地階、地階の場合にあっては出火階、その直上階及びその他の地下階

c 階段室型共同住宅等

当該出火倉庫等又は共用部分の面する階段室等及びその階段室等に面する住戸等で5階層以下を1ブロックとしてそのブロック及び直上ブロック

(4) メッセージ内容

「火事です。火事です。〇〇で火災が発生しました。安全を確認の上避難して下さい。」

〇〇には、階、倉庫等の名称又は共用部分の名称を挿入すること。なお、共同住宅等の形態から出火部分が容易に特定できる場合にあっては、「この近所」とすることができること。

(ウ) 警報機能

各住戸、共用室又は管理人室ごとに警報を停止することのできる機能を設けることができること。

ウ 火災の確認の判断方法

感知器作動後一定の時間（2分以上5分以下の範囲内で設定した時間）経過した場合

なお、火災と判断できる信号が受信できる場合にあっては、当該信号が受信された場合

(3) 階段又はエレベーターの昇降路（以下「階段等」という。）に設けられた感知器が作動した場合

階段等に設けられた感知器が作動した場合には、「感知器が作動した旨の警報」及び「火災が発生した旨の警報」に分けて、それぞれ次のように警報を発すること。

なお、この場合において、「火災が発生した旨の警報」が感知器の作動後60秒以内に発せられた場合にあっては、「感知器が作動した旨の警報」を省略することができること。

ア 感知器が作動した旨の警報

(ア) 警報範囲 当該感知器が設置されている階段等の警戒範囲

(4) メッセージ内容

「〇〇の火災感知器が作動しました。確認して下さい。」

〇〇には、階段等の名称を挿入すること。なお、共同住宅等の形態から出火部分が容易に特定できる場合にあっては、「この近所」とすることができること。

(ウ) 警報機能

a 火災の発生を確認し、非火災報の場合には警報音停止スイッチ等を操作することにより、警報が停止すること。

b 移報停止の操作がされないで一定の時間経過した場合には、火災が発生した旨の警報が発せられること。

なお、火災と判断できる信号が受信できる場合にあっては、当該信号により火災が発生した旨の警報が発せられること。

イ 火災が発生した旨の警報

(ア) 警報範囲

a 階段の場合

当該階段室、当該階段室に面する住戸等（廊下型共同住宅等の住戸等を除く）及び階段室等の共用部分

b エレベーターの昇降路の場合

(a) 廊下型共同住宅等

機械室が設置されている直近階の住戸等及び共用部分

(b) 階段室型共同住宅等

機械室が存する直近ブロックの階段室及び階段室に面する住戸等及び共用部分

(4) メッセージ内容

「火事です。火事です。〇〇で火災が発生しました。安全を確認の上避難して下さい。」

〇〇には、階段等の名称を挿入すること。なお、共同住宅等の形態から出火部分が容易に特

定できる場合にあっては、「この近所」とすることができること。

(ウ) 警報機能

各住戸、共用室又は管理人室ごとに警報を停止することのできる機能を設けることができること。

ウ 火災の確認の判断方法

感知器作動後一定の時間（2分以上5分以下の範囲内で設定した時間）経過した場合

なお、火災と判断できる信号が受信できる場合にあっては、当該信号が受信された場合

10 スピーカー

スピーカーは、次によること。

ただし、住戸等に設ける音響装置にあっては、規則第24条第5号に定める地区音響装置を設けないことができるものとする。

(1) スピーカーの種類

ア 住戸、共用室又は管理人室内に設けるもの

P型3級受信機若しくはGP型3級受信機又はこれと同等以上の音圧を出力できるスピーカーとすること。

イ 住戸、共用室又は管理人室以外の部分に設けるもの

規則第25条の2第2項第3号イに定めるL級、M級若しくはS級又はこれらに準じた音圧を出力できるスピーカーとすること。

(2) スピーカーの設置

スピーカーは、直接外気に開放された共用部分以外の部分に、次により設けること。

ア 住戸、共用室又は管理人室に設ける場合

(1)、アに定めるものを1個設けること。ただし、メゾネットタイプ等でこれで住戸、共用室又は管理人室内の全域に有効に音声警報音が伝わらないおそれがある場合については、2個以上設けること。

イ 住戸、共用室又は管理人室以外の部分に設ける場合

規則第25条の2第2項第3号ロに定めるところによること。

11 戸外表示器

戸外表示器は、次により設置すること。

(1) 次に定める火災表示灯を有すること。

ア 赤色であること。

イ 住戸、共用室又は管理人室内の火災感知器が作動した場合に点滅するものであること。

ウ 概ね3m離れた位置において点滅していることが明確に識別することができること。

(2) 音響装置は、次によること。

ア 音響装置は、スピーカーとし、音圧は、取り付けられた音響装置の中心から1m離れた位置で70dB以上であること。

イ 戸外表示器の音響装置は、当該住戸、共用室又は管理人室内の受信機等と連動して「火災が発生した旨の警報」を発することとし、9、(1)、イの規定の例により警報を発するものであること。

(3) 次に適合する場所に設けられていること。

ア 各住戸、共用室又は管理人室の主たる出入口の外部で、火災表示灯が当該住戸、共用室又は管理人室が面する共用部分から容易に識別できる場所

イ 点検に便利な場所

ウ 防滴措置がなされているものを除き、雨水のかかるおそれのない場所

12 点検対策

共同住宅用自動火災報知設備については、設置後における定期点検を含む維持管理を適正に行うために、次に掲げる措置が講じられていること。

ただし、住戸以外の部分に設置されるものにおいて、この限りでない。

(1) 自動試験機能付きの自動火災報知設備又は遠隔試験機能付きの自動火災報知設備とすることにより、住戸等内に設けられた感知器の機能の異常が当

- 該住戸等の外部（住棟受信機を含む。(2)から(4)までにおいて同じ。）から容易に確認することができるよう措置されていること。
- (2) 自動火災報知設備の感知器及びスピーカ-の信号回路の配線（インターホン等と共用し、常時使用される部分を除く。）の導通状況を、当該住戸等の外部から容易に確認することができるよう措置されていること。
- (3) 遠隔試験機能付きの自動火災報知設備のうち、点検時に外部試験器を中継器に接続することにより行う方式による場合にあっては、当該中継器を当該住戸等の外部で点検のしやすい位置に設置すること。
- (4) P型3級又はGP型3級受信機及び戸外表示器にあっては、当該住戸等の外部からそれらの機能が確認できるように措置されていること。
- (5) 点検時において、当該住戸等内のP型3級又はGP型3級受信機の警報は、鳴動しない措置が講じられていること。
- 13 その他
その他共同住宅用自動火災報知設備の設置にあたっては、規則第24条第6号から第8号まで及び第24条の2の規定の例によるものとする。

別紙 6

住戸用自動火災報知設備の設置基準

「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例」（平成7年消防予第220号通知）第2、16に規定する住戸用自動火災報知設備の設置基準は、次のとおりとする。

1 感知器

(1) 設置場所

感知器は、次の場所に設けること。

- ア 住戸、共用室及び管理人室内の厨房、居室、収納室（納戸等で4㎡以上のものをいう。）及び階段
- イ 倉庫（4㎡以上のものをいう。）、電気室、機械室その他これらに類する室（以下この基準において「倉庫等」という。）
- ウ 直接外気に開放されていない共用部分

(2) 感知器の種別及び設置

感知器は、自動試験機能等対応型感知器とし、差動式スポット型若しくは補償式スポット型の感知器のうち2種のもの、定温式スポット型感知器のうち特殊のもの（公称作動温度が60℃又は65℃のもの）、煙感知器のうち2種若しくは3種のもの若しくはこれらの種別を有する感知器又は規則第23条第7項に定めるところによりこれらの感知器の種別と同等に表示温度等を設定されたアナログ式感知器であること。

ただし、住戸以外の部分に設置する感知器にあっては、自動試験機能等対応型感知器としないことができること。

2 警報範囲等

(1) 住戸、共用室及び管理人室

受信機、補助音響装置及び戸外表示器により火災である旨を、当該住戸、共用室又は管理人室内の全域及び当該住戸、共用室又は管理人室の面する共用部分に有効に報知できるように設けること。

(2) 倉庫等

受信機及び戸外表示器により火災である旨を、当該倉庫等内の全域及び当該倉庫等が面する共用部分に有効に報知できるように設けること。

(3) 直接外気に開放されていない共用部分

直接外気に開放されていない共用部分にあっては、受信機及び補助音響装置により火災である旨を、当該警戒区域の範囲内に報知できるように設けること。

(4) 警報は、「別紙5 共同住宅用自動火災報知設備の設置基準」9、(1)、イの「火災が発生した旨の警報」に準じたものが望ましいものであること。

3 戸外表示器

戸外表示器は、次に定めるところによること。

- (1) 火災表示灯及び音響装置を有すること。
- (2) 音響装置の音圧は、取り付けられた音響装置の中心から1m離れた位置で70dB以上であること。
- (3) 次に適合する場所に設けられていること。
ア 各住戸、共用室若しくは管理人室又は倉庫等の主たる出入口の外部で、火災表示灯が当該住戸、共用室若しくは管理人室又は倉庫等が面する共用部分から容易に識別できる場所
イ 点検に便利な場所
ウ 防滴措置がなされているものを除き、雨水のかかるおそれのない場所
- (4) 次に定める火災表示灯を有すること。
ア 赤色であること。
イ 住戸、共用室若しくは管理人室又は倉庫等内の感知器が作動した場合に点滅するものであること。
ウ 概ね3m離れた位置において点滅していることが明確に識別することができること。
- (5) 戸外表示器の音響装置は、当該住戸、共用室若しくは管理人室又は倉庫等内の感知器が作動した場合にこれと連動して、警報を発するものであること。

4 配線

受信機から電源（10分間以上作動することができる容量の予備電源を有する場合を除く。）、戸外表示器及び補助音響装置までの配線は、規則第12条第5号の規定に準じて設けられていること。

5 電源

電源は、住戸、共用室若しくは管理人室又は倉庫等ごとに、交流低圧屋内幹線から専用の分岐開閉器を介してとられていること。

6 点検対策

住戸用自動火災報知設備は設置後における定期点検を含む維持管理を適正に行うために、次の措置が講じられていること。

ただし、住戸以外の部分に設置されるものにあつては、この限りでない。

- (1) 遠隔試験機能付きの自動火災報知設備とすることにより、住戸等内に設けられた感知器の機能の異常が当該住戸等の外部から容易に確認することができるよう措置されていること。
- (2) 自動火災報知設備の通電状況及び感知器の信号回路の配線の導通状況を、当該住戸等の外部から容易に確認することができるよう措置されていること。
- (3) 点検時に外部試験器を中継器に接続することにより行う方式による場合にあっては、当該中継器を住戸等の外部で点検のしやすい位置に設置すること。
- (4) P型3級又はGP型3級受信機及び戸外表示器にあっては、当該住戸等の外部からそれらの機能が確認できるように措置されていること。
- (5) 点検時において、当該住戸等内のP型3級又はGP型3級受信機の警報は、鳴動しない措置が講じられていること。

7 その他

その他住戸用自動火災報知設備の設置にあつては、規則第23条第4項並びに第24条第1号、第2号イからハまで及びホ並びに第6号から第8号までの規定の例により設けるものとする。

別紙 7

共同住宅用非常警報設備の設置基準

「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例」（平成7年消防予第220号通知）第2、17に規定する共同住宅用非常警報設備の設置基準は、次のとおりとする。

1 起動装置

- (1) 起動装置は、原則として各階の階段付近に設けること。ただし、階段室型共同住宅等にあっては、各階段室の1階の階段付近に設け、それぞれ当該階か

◇ 特定共同住宅・共同住宅特例

- ら3階層以内ごとに設けること。
- (2) 一の起動装置の操作によって、当該防火対象物に設けた音響装置を一斉鳴動するように設けること。
 - (3) 床面からの高さが0.8m以上1.5m以下の箇所に設けること。
 - (4) 起動装置の上方に表示灯を設けること。
 - (5) 表示灯は、赤色の灯火で、取り付け面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れた所から点灯していることが容易に識別できるものであること。
- 2 音響装置
- (1) 音響装置は、非常ベル又は自動式サイレンとすること。
 - (2) 音圧は、取り付けられた音響装置の中心から1m離れた位置で90dB以上であること。
 - (3) 音響装置は、廊下型共同住宅等にあつては、廊下の各部分から一の音響装置までの水平距離が25m以下となるように、階段室型共同住宅等のものにあつては、各階段室ごとに3階層以内ごとにその中間階の階段付近に設けること。
- 3 操作部
- (1) 操作部は、点検に便利で、かつ、雨水等のかかるおそれのない位置に設けること。
 - (2) 1回線に接続できる音響装置及び表示灯の個数は、それぞれ15以下とすること。
- 4 その他
- 配線、非常電源等については、規則第25条の2第2項第4号及び第5号の規定の例によるものとする。

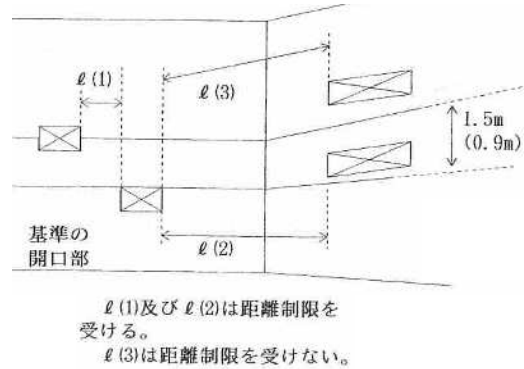
別紙 8

特定光庭に面する開口部の防火措置

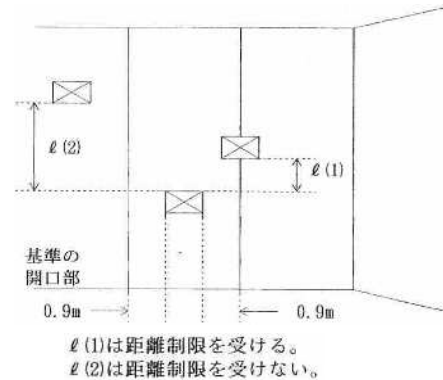
「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例」（平成7年消防予第220号通知）第3、2、(4)に規定する特定光庭に面する開口部の防火措置は、次のとおりとする。

- 1 特定光庭に面する開口部の防火措置（特定光庭部分に廊下又は階段室等を設けているものを除く。）
- (1) 開口部には、はめ殺しの甲種防火戸又は乙種防火戸が設けられていること。
ただし、住戸等にあつては、アに定める特定光庭に面する開口部に設ける防火戸又はイに定める特定光庭に面する開口部で、当該共同住宅等の4階以下の部分に存するものに設ける防火戸は、はめ殺しのものであることを要しない。
 - ア 「消防法施行規則の規定に定める屋内避難階段等の部分を定める件（昭和48年6月1日付け消防庁告示第10号）に適合する階段に面する特定光庭
 - イ ア以外の特定光庭で下端に常時外気が流通する開口部で、有効断面積が1㎡以上のものが設けられているもの
- (2) 異なる住戸等の開口部間の水平距離は、同一壁面上にあるものにあつては0.9m以上、異なる壁面上にあるものにあつては、2.4m（はめ殺しの甲種防火戸又は乙種防火戸が設けられている開口部相互間にあつては、2m）以上であること。
 - (3) 異なる住戸等の開口部間の垂直距離は、1.5m（はめ殺しの甲種防火戸又は乙種防火戸が設けられている開口部相互間にあつては、0.9m）以上であること。
 - (4) 一の開口部の面積は1㎡以下であり、一の住戸等の同一階の開口部の面積の合計は2㎡以下であること。
 - (5) 開口部の室外部分に設けられる遮閉スクリーンを不燃材料にする等、特定光庭に面する付帯設備等は不燃材料でつくられていること。
- 2 開口部間の距離制限（特定光庭部分に廊下又は階段室等を設けているものを除く。）
- (1) 1、(2)に定める異なる住戸等の開口部間の水平距離の制限は、当該開口部の上端からの垂直距離が、上方1.5m（相互の住戸等の開口部にはめ殺しの甲種

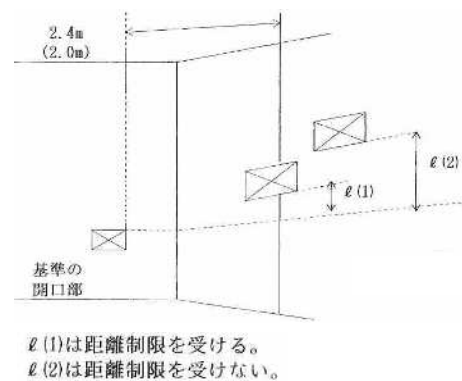
防火戸又は乙種防火戸が設けられているものにあつては、0.9m）未満の範囲にある開口部を対象とするものであること。



- (2) 1、(2)に定める異なる住戸等の開口部間の垂直距離の制限は、当該開口部の横端からの水平距離が、同一壁面上にあるものにあつては0.9m未満、異なる壁面上にあるものにあつては2.4m（相互の住戸等の開口部にはめ殺しの甲種防火戸又は乙種防火戸が設けられているものにあつては、2m）未満の範囲にある開口部を対象とするものであること。
- ア 同一壁面上の場合



イ 異なる壁面上の場合



- (3) 同一壁面上の開口部相互が0.5m以上突出した耐火構造のひさし、そで壁等で防火上有効にさえぎられている場合にあつては、1、(2)に定める水平距離の制限及び1、(3)に定める垂直距離の制限は受けないものであること。
- 3 特定光庭部分に廊下又は階段室等を設けているものの開口部の取扱い
- (1) 一の住戸等の特定光庭に面する出入口、窓等の開口部の面積の合計は、一の住戸等につき4㎡以下であること。この場合において、一の開口部の面積は、

2㎡以下であること。

ただし、共同住宅用スプリンクラー設備が設けられている場合にあっては、この限りではない。

- (2) 特定光庭の下端に常時外気が流通する開口部で、有効断面積が特定光庭の水平投影面積の50分の1以上のものであること。

4 特定光庭に面して給湯湯沸設備等を設ける場合の取扱い

特定光庭に面する部分に給湯湯沸設備等（給湯器付風呂釜を含む。以下同じ。）を設ける場合は、次によるものとする。

- (1) 1、(1)、アに定める特定光庭又はこれと同等以上の開放性を有する特定光庭であること。
 (2) 設置するガス給湯湯沸設備等の具備条件
 「給湯湯沸設備の設置に関する疑義について」（昭和57年4月14日付け消防予第86号）問の記1に掲げる次の条件を満たすこと。
 ア ガス消費量が60,000kcal/h以下であること。
 イ 一住戸の用に供するものであること。
 ウ 密閉式又はこれに準ずる燃焼方式で、バーナー部が隠ぺいされていること。
 エ 圧力調節器が備えられており、バーナーガス圧に変動がないこと。
 オ 過熱防止装置及び消火安全装置が備えられて
 カ ガス用品等の基準により完全性が確認されたものであること。
 (3) 設置方法
 ア 壁貫通部は、不燃材料で埋め戻すこと。
 イ 配管は、金属製のものを使用すること。

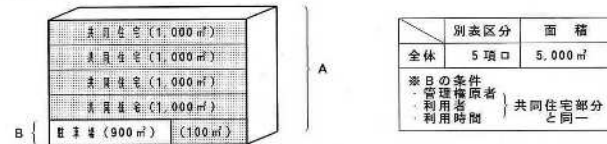
※ 220号特例基準の概要

2 用語の意義

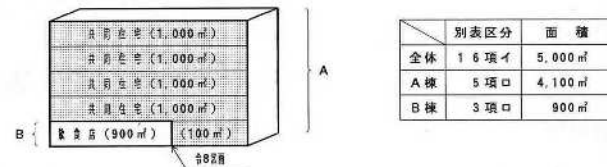
番号	用語	意義
1	住戸等	住戸、共用室、管理人室、倉庫、機械室、電気室等
2	共用室	居住者の集会、遊戯等の用に供する室
3	共用部分	廊下、階段、エントランスホール、エレベーターホール、駐車場等
4	階段室等	避難階又は地上に通ずる直通階段及びその階段室
5	二方向避難	住戸、共用室、管理人室について、地上又は避難階に通ずる2方向の経路を確保することにより、出火場所がどこであっても、安全に避難できること
6	開放型の廊下・階段室等	直接外気に開放され、かつ、火災時の煙を有効に外気に排煙できる廊下・階段室等
7	二方向避難型共同住宅等	全ての住戸、共用室、管理人室について、二方向避難が確保されているもの
8	開放型共同住宅等	全ての住戸、共用室、管理人室について、主たる出入口が開放型の廊下・階段室等に面しているもの
9	二方向避難・開放型共同住宅等	全ての住戸、共用室、管理人室について、二方向避難が確保され、かつ、主たる出入口が開放型の廊下・階段室等に面しているもの
10	階段室型共同住宅等	全ての住戸、共用室、管理人室について、主たる出入口が階段室等に面するもの（個々の階段を連結する廊下を有するものを含む）
11	面下型共同住宅等	全ての住戸、共用室、管理人室について、主たる出入口が廊下等の通路に面するもの
12	光庭	採光のために設ける塵埃のない吹き抜け状の空間
13	特定光庭	光庭に面する住戸等からの火災により、光庭に面する開口部からの火煙が上層の住戸等に対して、影響を与えるおそれのあるもの
14	共同住宅用スプリンクラー設備	共同住宅用スプリンクラー設備の設置基準に適合するもの
15	共同住宅用自動火災報知設備	共同住宅用自動火災報知設備の設置基準に適合するもの
16	住戸用自動火災報知設備	住戸用自動火災報知設備の設置基準に適合するもの
17	共同住宅用非常警報設備	共同住宅用非常警報設備の設置基準に適合するもの

1 防火対象物の取扱い

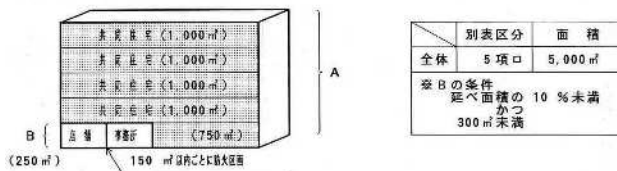
- (1) 従属部分がある場合（単独用途）



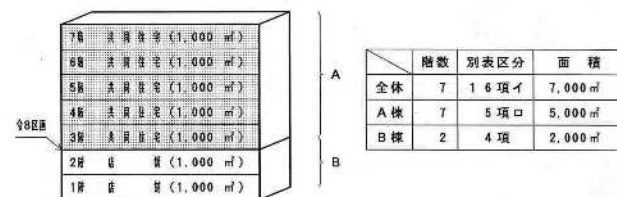
- (2) 異種用途がある場合（複合用途）



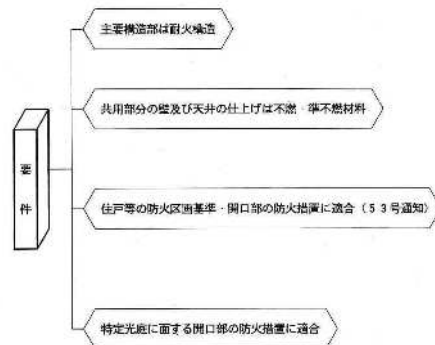
- (3) 住戸とみなす場合（単独用途）



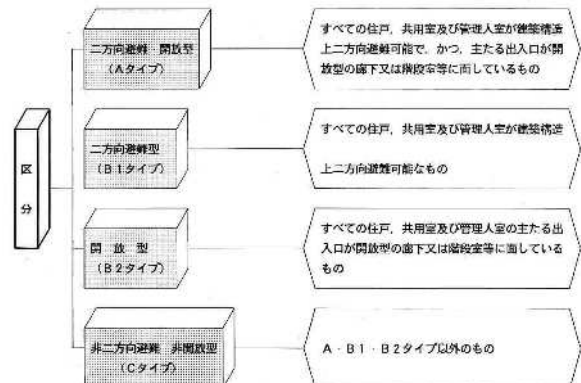
- (4) 令8区画がある場合の階数の算定



3 特例適用上の建築構造要件

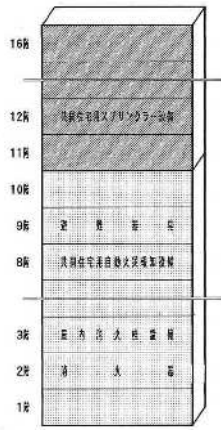


4 建築構造別の区分



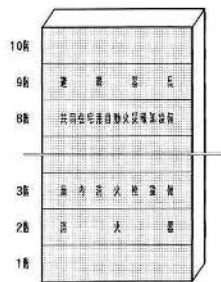
9 非二方向避難・非開放型（Cタイプ）

(1) 11階建以上



消防用設備等	設置方法等
消火器	Aタイプ(1)と同様
屋内消火栓設備	B1タイプ(1)と同様
スプリンクラー設備 (11階以上)	B1タイプ(1)と同様
自動火災報知設備	Aタイプ(1)と同様
避難器具 (避難経路確保用)	B2タイプ(1)と同様

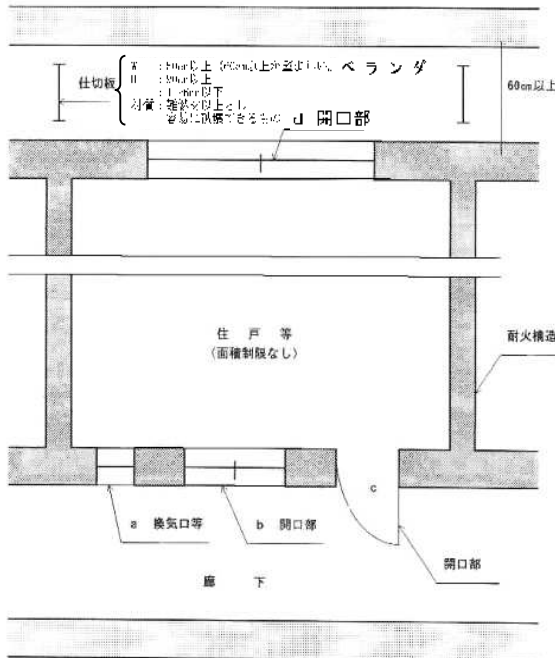
(2) 10階建以下



消防用設備等	設置方法等
消火器	Aタイプ(1)と同様
屋内消火栓設備	B1タイプ(1)と同様
自動火災報知設備	Aタイプ(1)と同様
避難器具 (避難経路確保用)	B2タイプ(1)と同様

10 共住区画の構造等

(1) 住戸等の防火区画



A・B2タイプ : a・b・cの面積制限なし

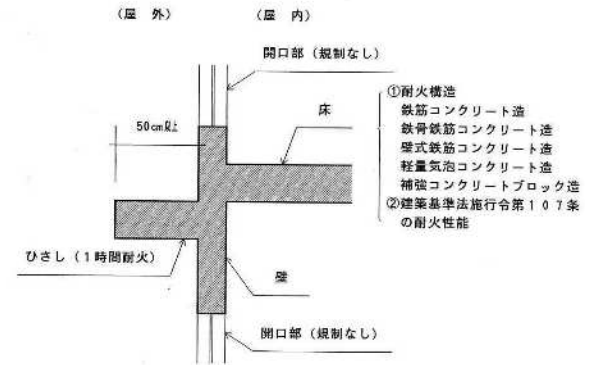
B1・Cタイプ : $a+b+c \leq 4 \text{ m}^2$ (共用室 8 m²)
(スプリンクラー設備設置部分除く)
 $a-b-c \leq 2 \text{ m}^2$

- a 換気口等 : 自閉式FD (開放型の廊下及び階段室等以外)
- b 開口部 : 甲・乙種防火戸
- c 開口部 : 甲・乙種防火戸 (自閉式)
- d 開口部 : 規制なし

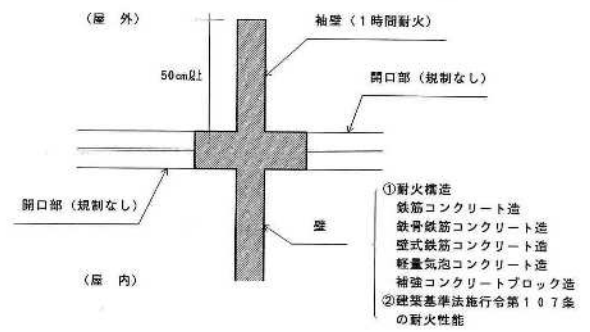
(2) 延焼防止措置

① ひさし等

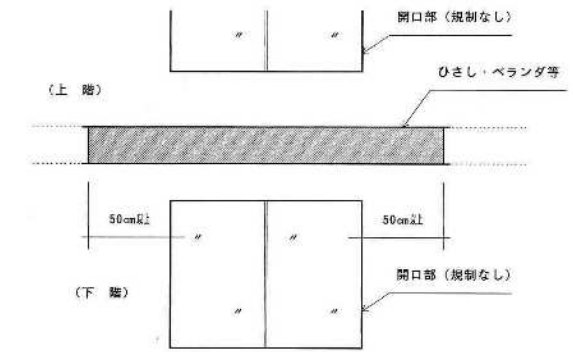
ア ひさし (立面図)



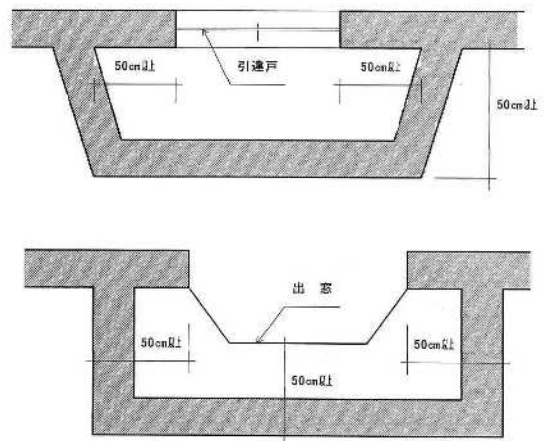
イ 袖壁 (平面図)



ウ ひさし幅 (正面図)

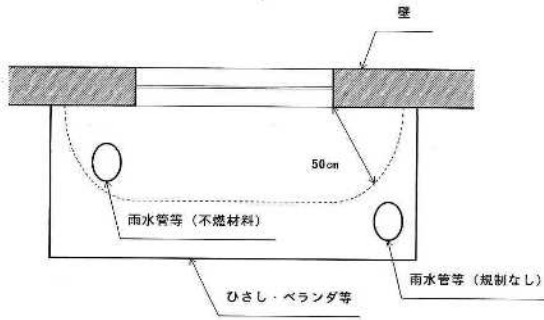


エ ひさし等の大きさ (平面図)

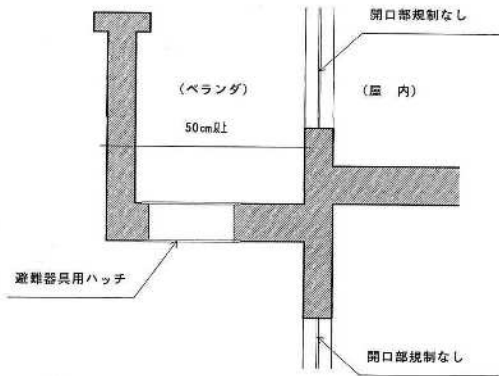


◇ 特定共同住宅・共同住宅特例

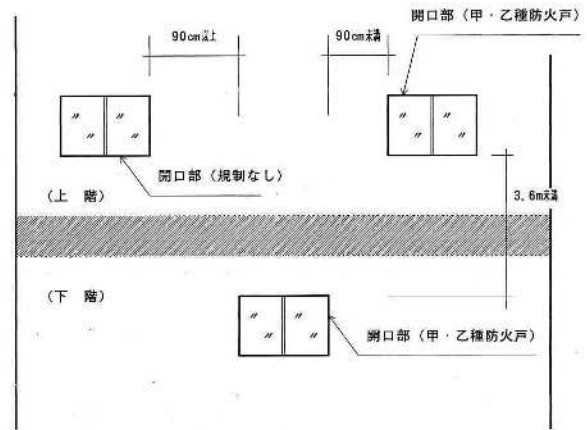
オ 雨水管等の貫通（平面図）



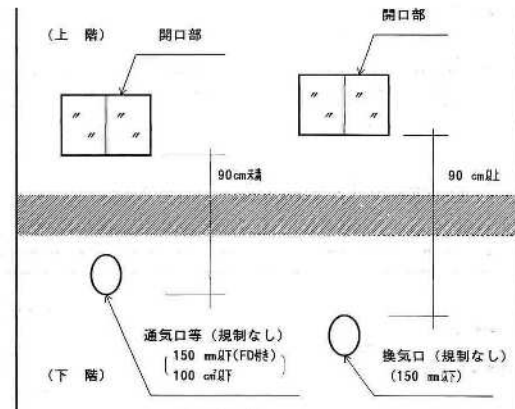
カ ベランダの避難ハッチ部分（立面図）



イ 上下階の開口部（正面図）

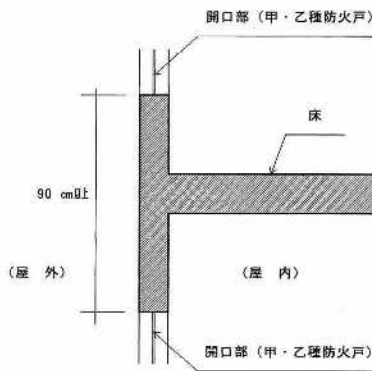


ウ 通気口・換気口の位置（正面図）

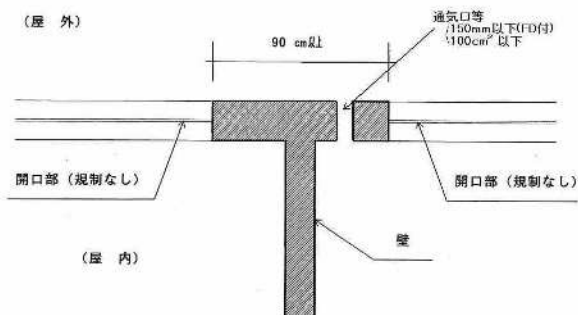


② スパンドレル等

ア 垂直方向（立面図）

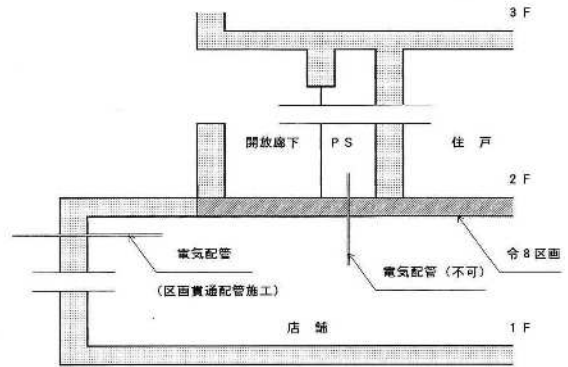


イ 水平方向（平面図）

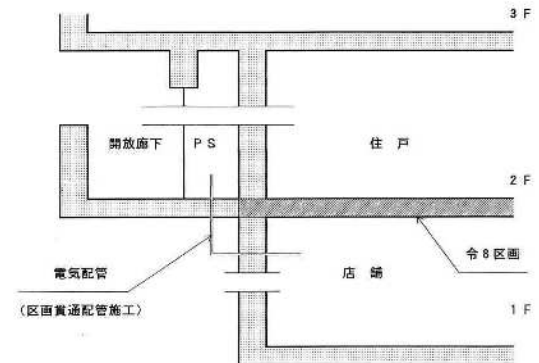


11 令8区画の貫通部

(1) 壁面が異なる場合



(2) 壁面が同一の場合



必要とされる初期大規模性能及び確保完全性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準 (審令第40号)	評価	回答
1 住宅用消火器具は、次のイ及びロに定めるところによる。 イ 住宅用消火器具は、住戸、共用部分及び管理入居ごとに設置する。 ロ 消火器具は、共用部分及び倉庫、階段室等に、各階ごとに当該共用部分等の各部分から、それぞれ一の消火器具に至る歩行距離が20m以下となるように、令第10条第2項並びに消防法施行規則第9条から第9条まで（第9条第6項を除く。）及び第11条に定める技術上の基準の例により設置する。ただし、特定共同住宅等を除く。階梯室のうち、住宅用消火器具が設置された住戸、共用部分及び管理入居に面する部分にあっては、消火器具を設置しないことができる。	-	-
2 共同住宅用スプリンクラー設備は、次のイからオまでに定めるところによる。 イ 特定共同住宅等の11階以上の階に設置する。 ロ スプリンクラーヘッドは、住戸、共用部分及び管理入居の専有及び収納室（室の面積が4㎡以上のものをいう。以下同じ。）の天井の室内に面する部分に設ける。 ハ スプリンクラーヘッドは、規則第13条の2第4項第1号（ただし書、ホ及びケを除く。）及び第14条第1項第7号の規定の例により設ける。 ニ 水量は、4㎡以上となるように設ける。 ホ 共同住宅用スプリンクラー設備は、4個のスプリンクラーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれの先頭において、放水圧力が、1メガパスカル以上で、かつ、放水量が50リットル毎分以上で放水することができる性能のものとする。 ヘ 非常電源は、規則第14条第1項第6号の2の規定の例により設ける。 ト 送水口は、規則第14条第1項第6号の規定の例によるほか、消防ポンプ自動車から接近することができる位置に異形又は球形の送水口を設ける。 チ イからトまでに規定するもののほか、共同住宅用スプリンクラー設備は、消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものである。	-	-
3 共同住宅用自動火災報知設備は、次のイからハまでに定めるところによる。 イ 共同住宅用自動火災報知設備の警報区域（火災が発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。以下この号において同じ。）は、防火区画の二以上の階にわたらないものとする。ただし、当該警報区域が二以上の階にわたったとしても防火区画が二以上の階にわたらないものとして消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合する場合は、この限りでない。 ロ 一の警報区域の面積は、1500㎡以下とし、その一辺の長さ、50m以下とする。ただし、住戸、共用部分及び管理入居について、その主たる出入口が階段室等以外の廊下等に連絡し面する特定共同住宅等共同住宅用自動火災報知設備を設置する場合に限り、一の警報区域の一辺の長さは100m以下とすることができる。 ハ 共同住宅用自動火災報知設備の感知部は、規則第23条第4項各号（第1号ハ、第7号ヘ及び第7号の5を除く。）及び同条第1項並びに第24条の2第2号及び第4号の規定の例により設ける。 ニ 共同住宅用自動火災報知設備の感知部は、次のイからロまでに掲げる部分の天井又は壁（イ）の部分の壁に設ける。天井に面する部分（天井のない部分にあっては、壁又は壁の室内に面する部分）に、消防に火災の発生を通知することができるように設ける。 イ 住戸、共用部分及び管理入居の専有及び収納室 ロ 倉庫（室の面積が4㎡以上のものをいう。以下同じ。）、階段室その他これらに類する室	-	-

区分貫通配管及び処理施工方法一覧表

種類	管材質	製造会社名	製品名	貫通処理・施工方法
給水管	PP	DAIICHI		
排水管	PP	DAIICHI	評定番号 KK00	
給湯管				
空調用冷温水配管				
ガス管				
冷媒管				
配電管				

・上記一覧の配置については、国土交通大臣の認定書または日本消防設備安全センターの性能認定書の写しを添付してください。

ホ 非常電源は、規則第24条第4号の規定の例により設ける。 ヘ イからホまでに規定するもののほか、共同住宅用自動火災報知設備は、消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものである。		
4 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備は、次のイからオまでに定めるところによる。 イ 住戸用自動火災報知設備は、住戸専有及び共用部分に設置する。 ロ 住戸用自動火災報知設備の警報区域は、前号イ及びロの規定の例による。 ハ 住戸用自動火災報知設備の感知部は、前号イ及びロの規定の例による。 ニ 共同住宅用非常警報設備は、重積外気に開放されていない共用部分以外の共用部分に設置することができること。 ホ イからニまでに規定するもののほか、住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備は、消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものである。	-	-
次の各号に掲げる場合に限る。当該各号に掲げる特定共同住宅等における必要とされる初期大規模性能を主として有する消防の用に供する設備等を設置しないことができる	-	-
1 二方向避難・開放型特定共同住宅等（11階以上の部分に限る。）又は開放型特定共同住宅等（11階以上14階以下の部分に限る。）において、住戸、共用部分及び管理入居の専有及び天井（天井がない場合にあっては、上層の床又は壁）の室内に面する部分（回り壁、窓等を除く。）の仕上げを準不燃材料とし、かつ、共用部分及び共用部分以外の特定共同住宅等部分（開放型地下又は開放型階梯に面する部分を除く。）を区画する壁に設けられる開口部（規則第13条第1項第1号の基準に適合するものに限る。）に、特定防火設備である防火戸（規則第13条第1項第1号の基準に適合するものに限る。）が設けられているとき、共同住宅用スプリンクラー設備		
2 住戸、共用部分及び管理入居に共同住宅用スプリンクラー設備を前項第2号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき（当該設備の専有範囲内の部分に限る。）、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備		
必要とされる消防活動性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準	-	-
1 共同住宅用遠隔送水装置は、次のイからオまでに定めるところによる。 イ 取水口は、階梯室等は非常用エレベーターの階梯ロビーその他これらに類する場所ごとに、消防隊が容易に取水活動を行うことができる位置に設ける。 ロ 取水口は、三階及び四階階から上方に設けた階梯室以内ごとに、かつ、特定共同住宅等の各部分から一の取水口に至る歩行距離が50m以下となるように、設ける。 ハ イ及びロに規定するもののほか、共同住宅用遠隔送水装置は、令第29条第2項第2号から第4号まで並びに規則第30条の4及び第31条の規定の例により設置する。	-	-
2 共同住宅用非常コンセント設備は、次のイからオまでに定めるところによる。 イ 非常コンセントは、階梯室等は非常用エレベーターの階梯ロビーその他これらに類する場所ごとに、消防隊が容易に取水活動を行うことができる位置に設ける。 ロ 非常コンセントは、11階及び四階階から上方に設けた階梯室以内ごとに、かつ、特定共同住宅等の各部分から一の非常コンセントに至る歩行距離が50m以下となるように、設ける。 ハ イ及びロに規定するもののほか、共同住宅用非常コンセント設備は、令第29条の2第2項第2号及び第3号並びに規則第31条の2の規定の例により設置する。	-	-

